

平成27年(ワ)第13562号 損害賠償請求事件

原告 井戸川克隆

被告 国 外1名

2024(令和6)年7月17日

東京地方裁判所 民事第50部 合議係 御中

原告第38準備書面

《被告 丙ハ128号証に反論する》

原告 井戸川克隆

## 内容

[序 章] .....	3
[本 論] .....	4
第1章 規制主務省庁の原子力安全姿勢.....	4
規制当局の体制整備（組織、人材、マネジメント体制） .....	5
（1）原子力安全規制の体制～1～ .....	5
（1）原子力安全規制の体制～2～ .....	7
2. 技術支援機関の整備 .....	13
3. 原子力防災対策の推進.....	14
5. 安全技術基盤整備の推進 .....	17
II.各規制分野における業務の着実な実施と制度の充実化.....	18
1. 原子力発電規制分野（安全審査関係） .....	18
2. 原子力発電規制分野（検査関係） .....	43
III. 主な事故・トラブル等への対応 .....	48
むすびに .....	53

## [序 章]

被告国は、東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（以降、「本件事故」という。）の真相を意図的に滅却させようとしている。

真相とは、発電所が地震と津波で壊れることを察していながら、被告東電に対策をさせなかつた監理・監督の任務懈怠を世間に晒して、被告東電に「想定外」と偽装させたことは、まさに欺罔が行き着いた責任回避である。

このために、本準備書面において、原子力安全の責任が集中している規制主務省庁を代表する原子力安全・保安院が、事故前に報告していた「原子力安全・保安院 8 年間の施策（原子力安全関係）」で、「事故には至らないシナリオが想定されていたこと」を、原告が双葉町災害対策本部長の立場で、詳しく解説することとする。

したがって、当「原子力安全・保安院 8 年間の施策」（丙ハ第 128 号証）がいう、被告国が安全規制を正確で速やかに実行させていれば、双葉町の自治権侵害が起こらず、原告及び双葉町民たちは、本件事故による苦難・苦役に誘導されることなく、自分の生存権・健康権はもちろん、双葉町から離れざるを得ない理由が、全く存在しなかつたことがよくわかる。

当、第 38 準備書面は、被告国及び被告東電がいう指摘事項を、本件事故前に完成させていれば、本件のようなレベル 7 かける 4 基=28 の規模による、多種・多重な被害による損害を防げたと主張するものである。

[本 論]

第1章 規制主務省庁の原子力安全姿勢

「原子力安全・保安院 8年間の施策」で説明したこと（被告国 証拠丙ハ第128号証から）

参考資料 1

# 原子力安全・保安院 8年間の施策 (原子力安全関係)

平成21年4月  
原子力安全・保安院  
(Nuclear and Industrial Safety Agency (NISA))

丙ハ第128号証

◆目次

I. 共通基盤の整備と充実強化

1. 規制当局の体制整備(組織、人材、マネジメント体制等).....	3
2. 技術支援機関の整備.....	16
3. 原子力防災対策の推進.....	20
4. 核物質防護対策の充実.....	24
5. 安全技術基盤整備の推進.....	27
6. 國際的取り組みの充実・強化.....	38
7. 広聴・広報の体制整備と充実強化.....	43

II. 各規制分野における業務の着実な実施と制度の充実強化

1. 原子力発電規制分野(安全審査関係).....	51
2. 原子力発電規制分野(検査関係).....	61
3. 研究開発段階炉規制分野(もんじゅ).....	85
4. 核燃料サイクル規制分野(燃料加工、再処理).....	89
5. 核燃料管理規制分野(中間貯蔵、燃料輸送).....	91
6. 廃棄物規制分野.....	94

III. 主な事故・トラブル等への対応.....

99

(1頁 本文資料 以下同じ)

規制当局の体制整備（組織、人材、マネジメント体制）

（1）原子力安全規制の体制～1～

## 1. 規制当局の体制整備（組織、人材、マネジメント体制等）

### （1）原子力安全規制の体制～1～

◆平成13年1月、省庁再編により、経済産業省は、エネルギーとしての原子力の安全規制を一元的に所管。

◆その際、エネルギーに係る安全及び産業保安の確保のみを所管する組織として、原子力安全・保安院（以下、「保安院」という。）を「特別の機関」として設立。エネルギーの安定的・効率的な供給を確保するに当たり、安全確保は不可欠の前提であるが、国民の負託を受けて安全規制を実施する上で、資源エネルギー庁とは別の独立した組織として構成。

◆保安院は、事業者に対する一次規制庁として、国民への説明責任を果たしながら安全規制を実施。更に、内閣府に設置された原子力安全委員会により、国民の負託に応えているかを不断にチェックされる体制（ダブルチェック体制）を構築。

◆規制機関の在り方については、平成17年に実施された原子力安全条約に係る国別報告のレビュー、平成19年に受け入れた国際原子力機関（IAEA）による総合的規制評価サービス（IRS）において、我が国の規制体制を説明し、規制機関に求められる独立性の観点を含め、良好な評価を得ている。

◆また、自主点検記録問題（平成14年）、美浜発電所事故（平成16年）、電力会社によるデータ改ざん問題（平成18年）、新潟県中越沖地震（平成19年）等における対応に見られるように、安全の確保を最優先として行動している。

◆保安院は、規制の実行状況を逐一原子力安全委員会に報告し、厳しいダブルチェックを受けている。

※原子力安全委員会によるこれまでのダブルチェックの状況（平成20年終了時点。審査中案件含む。）

○保安院の原子炉設置許可等に係る2次審査:65件

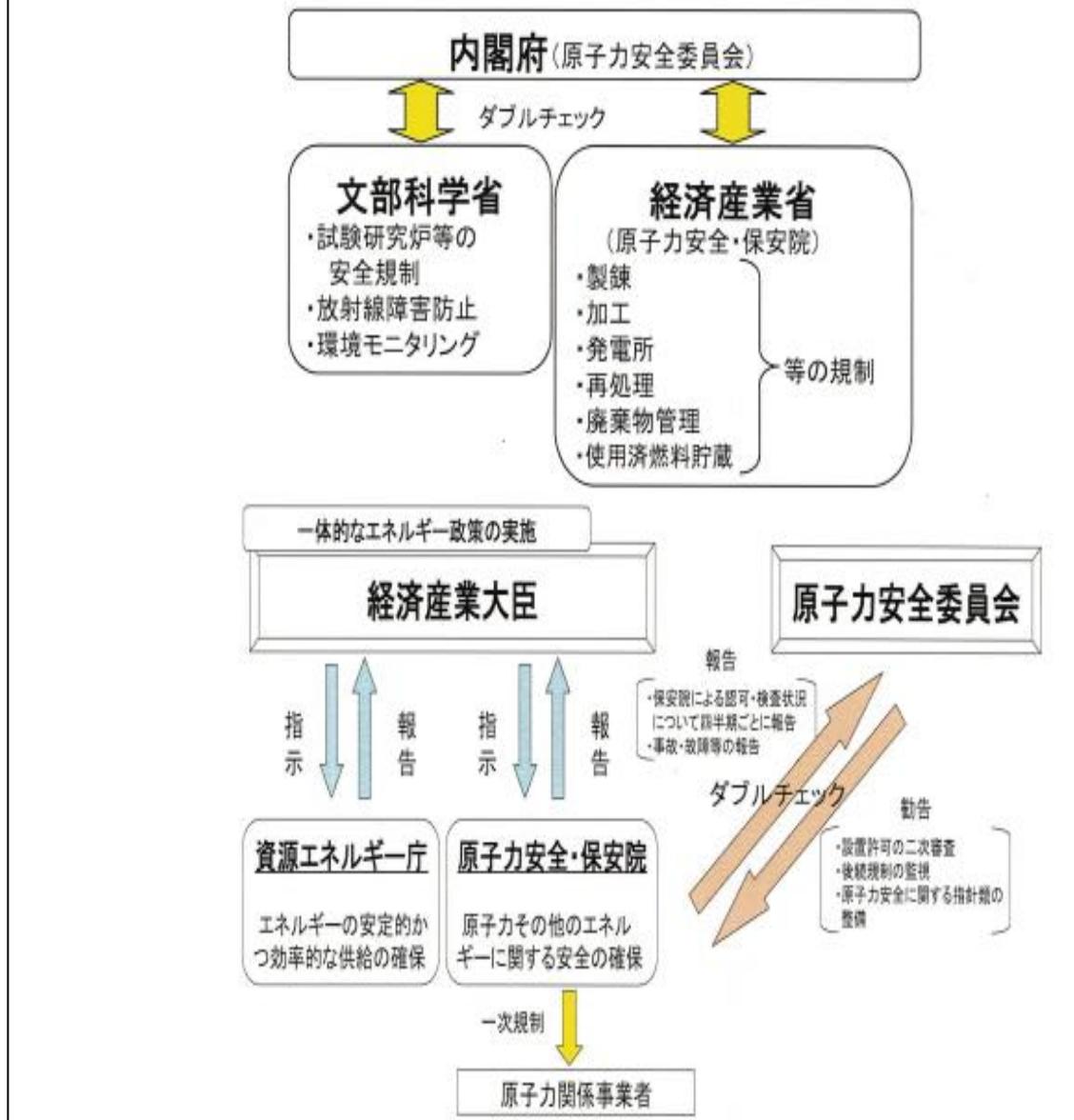
○保安院の許可、検査に対する規制調査:58件

4

（4 頁）

原告の解釈：「**経済産業省は、エネルギーとしての原子力の安全規制を一元的に所管。**」と記されているので、本件事故は、一元的に経済産業省の責任となることが、ここで証明されたので、東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の、事故の責任から逃げることはできない。

## ～原子力安全規制の概要～



( 5 頁)

**原告の解釈:** 上記図表に原子力安全規制の構図が明記されているので、原告が解釈を加える必要がない。よって、本件事故の全てにおいて、内閣府以下、この構図にある者たちは、原告に対して、被告国は責任の転嫁及び放棄をすることはできない。

## (1) 原子力安全規制の体制～2～

### (1)原子力安全規制の体制～2～

◆原子力安全規制を実効あらしめるため、人員を増強するとともに、質的な向上を図り、現行の原子力安全規制を実施する上で必要となる人的基盤を整備。  
今後、更なる質的向上を目指し、研修等の充実、強化を進めていく。

#### ①人員の増強

◎原子力安全規制行政機関(管理部門含む) 合計 約 590名

○経済産業省原子力安全・保安院 約380名 (←発足時約140名)  
(うち検査官約140名 (←発足時約50名))

○文部科学省 約100名

○内閣府原子力安全委員会 約110名 (←保安院発足時約95名)

◎安全規制支援機関 合計 約 660名

○独立行政法人原子力安全基盤機構(JNES) 約470名 (うち検査員 約110名)

○独立行政法人日本原子力研究開発機構(安全性研究センター、安全試験施設管理部等) 約210名

#### ②質的な向上

○保安院に、メーカー、研究機関、危機管理省庁等から経験豊かな中途採用者を採用。(現在 約90名)

○原子力安全に係る人材育成コースを設定し、内外の機関の協力を得つつ、専門性の育成に必要な多様な研修制度を整備。

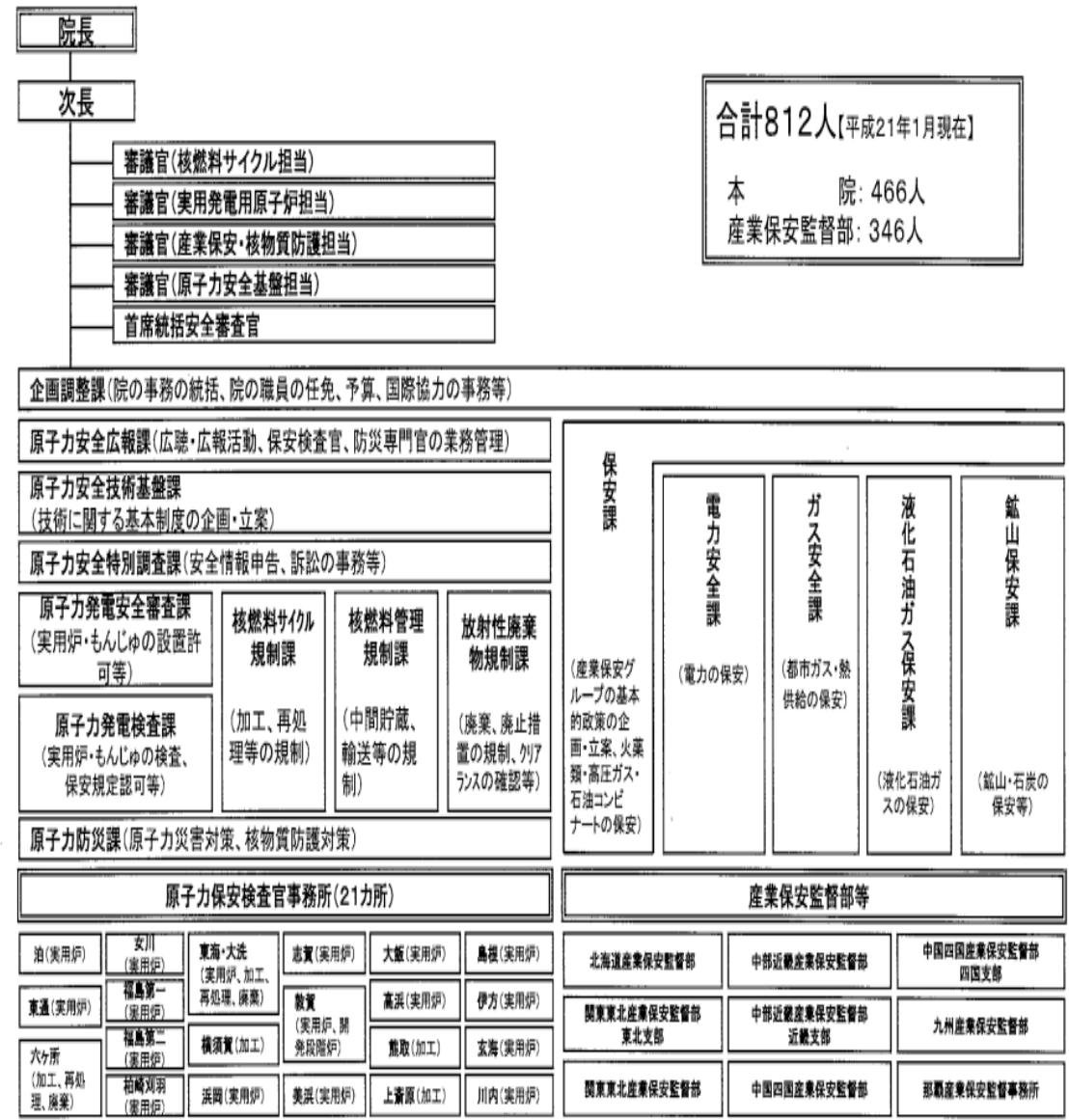
※数字はいずれも平成20年4月現在。

6

(6頁)

原告の解釈：原子力安全規制の体制が存在していたことを明記してあるので、本件事故以前において、人員は補強されており、質の向上もされていたので、  
**原子力保安検査官と原子力防災専門官**の行方が、分からなくなることは許されない。

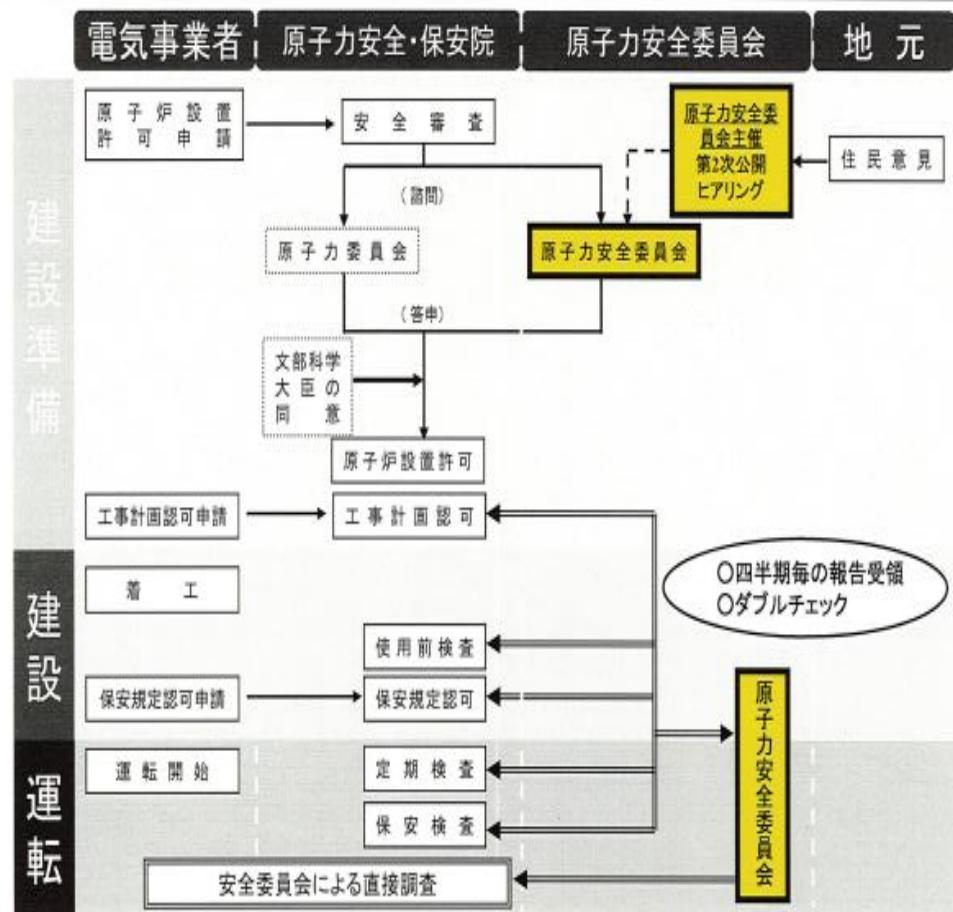
- ◆保安院は、実用炉、サイクル施設等の原子力に係る安全の確保と産業保安の確保を一元的に実施。
- ◆本省担当課室のみならず、現地に原子力保安検査官事務所や各地方に産業保安監督部を持つ。



原告の解釈：原子力安全・保安院の組織表が示されている。これにより、**責任の所在が明確になっている**。保安院長から原子力保安検査官事務所 21か所の指揮命令系統がしっかりと明記されている。末端の責任の総責任者は、保安院長にあるので、些細なトラブル等も含め、監督責任から逃れられない。

## (2)原子力安全規制の全体像

- ◆原子力発電所の建設準備段階から運転段階まで、段階的に安全規制を実施。
- ◆保安院のみならず、原子力安全委員会が、各段階で効果的にダブルチェックを実施。



8

(8頁)

原告の解釈：上記の「原子力安全規制の全体像」を見れば、建設準備段階から建設、運転に至るまでとは、「本件事故」に至るまで原子力安全委員会が関わっていたことが明記されている。このため、「本件事故」の全体の責任者ということができる。したがって、原子力安全委員会らは姿を消しても、事故時には存在していたのだから、事故を招いて原告らに強制している苦役と、双葉町の社会秩序を壊した責任は、しっかり現存している。

## (5)原子力安全・保安院の組織目標

### 国民の安全の確保と環境の保全

## (6)原子力安全・保安院の行動規範

#### 強い使命感

- 常に国民の安全を第一に考え、緊張感をもって任務を行う。
- 緊急時には安全確保のため積極果敢に行動する。
- 業務運営を不断に見直し、活動を質的に向上させる。

#### 科学的・合理的な判断

- 安全確保を目標とする専門機関として、現場を正確に把握する。
- 十分な情報・データをもとに科学的知見に基づいた合理的な判断を行う。

### 4つの行動規範に基づき行動する

#### 業務執行の透明性

- 何ごとも秘密にすることなく、日々の業務執行状況について情報公開に取り組む。
- 原子力安全・保安院が何を考え、どのように行動したのか、すなわち「自分自身を説明する」責任を果たす。

#### 中立性・公正性

- 安全規制機関として常に公正・中立な判断を行う。
- 産業界の利益追求をおもんぱかって判断を左右しない。

10

(10 頁)

原告の解釈：原子力安全・保安院が言う 4 つの行動規範についての責任があるので、本件事故の責任があることは明確である。特に、業務執行の透明性において、原告ら発電所周辺自治体が有していた「原子力災害合同対策協議会」に参席する権利について、参集の呼びかけをしなかった責任は、政府に存在する。したがって、原告ら双葉郡の各町長は、事故情報の共有並びに協議の機会を阻まれてしまった。これは極めて悪質な事件であるので、赦免することは絶対にできない。

## (7)原子力安全規制の理念

◆原子力安全確保のための一義的な責任は事業者にある。保安院は、国民の負託を受け、原子力事業者が的確に安全を確保するように、その事業活動を規制する責務を負う。

### 理念1:安全規制が明確であり、公開されていること

○国民の視点に立って、安全規制の考え方、各種の基準や、実際に講じた措置、日々の規制活動について、透明性を確保しつつ、十分な説明を行うことが必要。

### 理念2:安全規制は最新の技術的知見を反映した効果的なものであること

#### ◆科学的合理性

○最新の科学的知見を適切に規制に反映させ、安全規制の有効性と効率性を最大限発揮させることが重要。

#### ◆客觀性

○安全規制の仕組みや基準は、明文化されかつ明確であることが重要。

### 理念3:国際動向に主体的に対応すること

○我が国の原子力安全規制の有効性の向上を図るために、国際的な情報収集・協力等が必要。

○原子力安全は世界共通の課題であり、国際的な知見・経験の共有及び国際的な協力が必要。

(11 頁)

原告の解釈：「理念1；安全規制が明確であり、公開されていること」○

国民の視点に立って、安全規制の考え方、各種の基準や、実際に講じた措置、日々の規制活動について、透明性を確保しつつ、十分な説明を行うことが必要。と、記されている。本件事故の前後において、理念1は、全くのウソだったので本件事故に至っている。これを背任という。

福島県原子力発電所安全確保技術連絡会を構成していた、双葉郡と地震と津波問題を主題とした技術的な会議を一度も開催していなかった。一番被害が及ぶ立地町を排除して、遠く離れた東京で作られた安全論に、本件事故は騙された結果を示す。双葉町が、架空の安全論に騙された、現在の惨めな姿である。

## (8) 保安検査官事務所の充実・強化

- 平成11年9月に発生した(株)JCOウラン加工施設における事故を教訓に、原子力事業所の安全確保に万全を期すべく原子炉等規制法の一部改正が行われ、平成12年7月から、それまでの運転管理専門官に替え、同法に基づく「原子力保安検査官」を原子力施設等の立地施設へ配置することとなった。
- 同時に、我が国における原子力防災体制の抜本的強化を図るため、原子力災害対策特別措置法が制定され、同法に基づき平成12年6月から、「原子力防災専門官」を配置することとなった。
- これらを受け、各原子力事業所所在地に設置した原子力保安検査官事務所に「原子力保安検査官」及び「原子力防災専門官」を常駐させ、原子力事業所の安全管理や防災対策に万全を期すこととしている。

### ◆原子力保安検査官及び原子力防災専門官の主な業務

#### 1. 原子力保安検査官の業務

- ・保安検査の実施、原子力施設の巡視
- ・原子力施設の定例試験等の立会い
- ・トラブル発生における対応（現場確認、原因調査、再発防止策の確認 等）
- ・地元への情報提供

等

#### 2. 原子力防災専門官の業務

（平常時業務）

- ・事業者による防災業務計画の策定等、原子力災害予防対策に関する幅広い指導・助言、報告の収集等

（緊急事態発生時）

- ・原子力事業所の状況把握（事業者等の対応状況等に関する情報の集約）
- ・オフサイトセンターの立ち上げ
- ・地元自治体への説明・助言 等

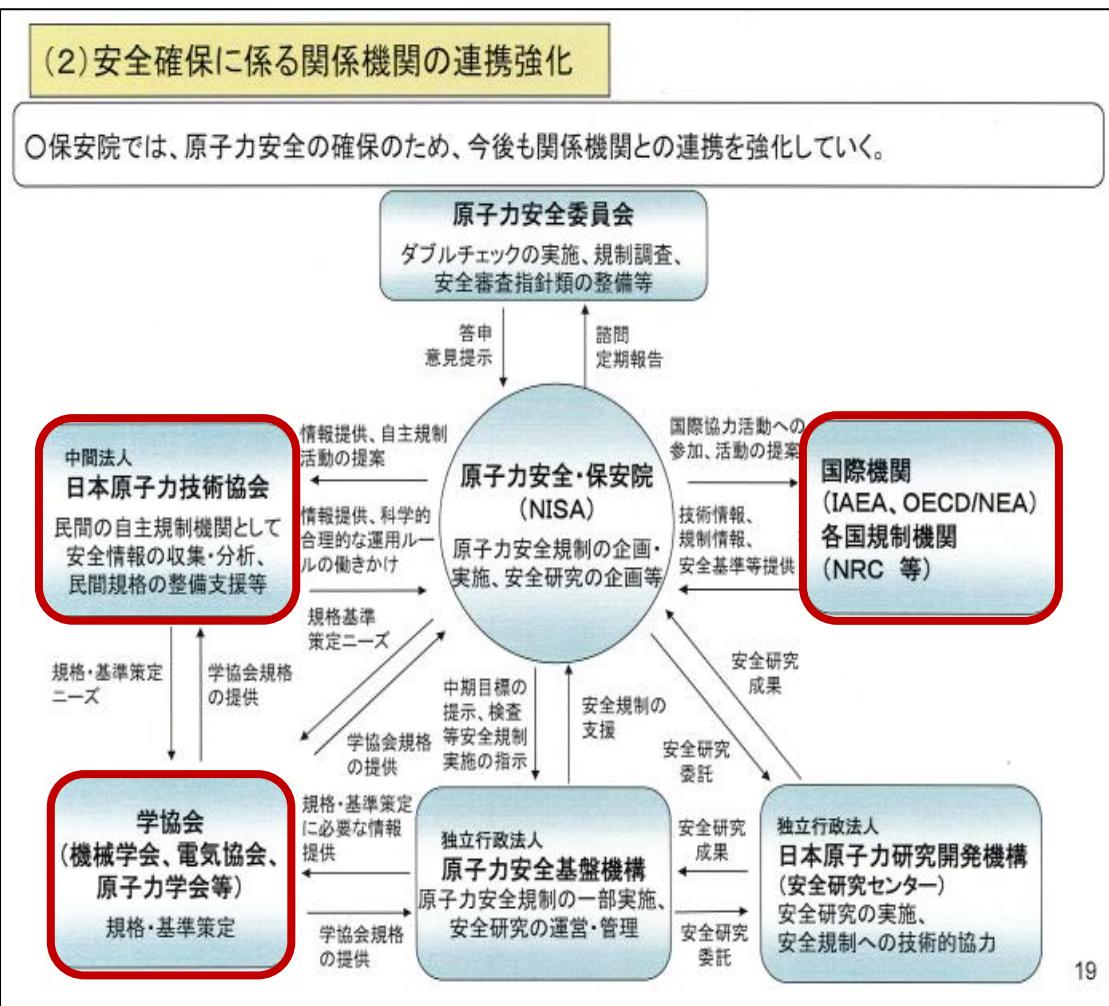
12

(12 頁)

原告の解釈：先ず、□内の○印の記述は非常に大切だ。本件事故では、これが果たされていないところに、問題が潜んでいる。被告らの世論操作で、ここに示す、原子力保安検査官、原子力防災専門官らの責務が隠されたままになっている。このため、本件事故後の対応は、災害対策基本法並びに、原災法に準じたことが全く行われていないことを違法という。

更に、「・オフサイトセンターの立上げ」については、事故当初から現在に至るまで、正式な立上げが行われていない。内閣府政府災害対策本部及び原子力保安検査官と原子力防災専門官らによる、責任放棄並びに原災法違反による被害が続いている。

## 2. 技術支援機関の整備



(19 頁)

原告の解釈：   印の組織は、任意で行政法人ではないので、国民は法的制約を受けることはない。これらの任意組織の資金源が公的支援なのかを問い合わせ、もし、原子力産業等の組織からの支援だとすれば、利益共有になって公平・公正が確保できなくなるので、こここの組織図から排除しなければならない。因みに、原告が調べた限りでは、IAEA, ICRP, UNSCEAR 等は、任意団体であるので、原告（双葉町災害対策本部長）の主権を侵害することはできない。

### 3. 原子力防災対策の推進

## 3. 原子力防災対策の推進

### (1) 原子力防災対策の取り組み～1～

#### ①原子力防災体制等の整備

- ・平成11年9月に発生した茨城県東海村におけるウラン加工施設臨界事故(JCO臨界事故)を契機に、原子力災害対策の強化を図るため、原災法が平成11年12月に制定。平成12年6月施行。
- ・保安院に原災法の施行等を行うため、「原子力防災課」を設置するとともに、原子力防災専門官(約60名)を原子力施設立地地域(21ヶ所)に配置し、原子力防災活動に係る自治体、原子力事業者等への指導助言等を実施。
- ・事故トラブルを専門に扱う部署である「原子力事故故障対策室」を設置するとともに、保安院の職員による休日及び夜間の宿直により、24時間体制で原子力防災に係る初期事象情報の収集等を実施。
- ・また、原子力緊急事態発生時の関係機関の役割分担等を定めた原子力災害対策マニュアル類を策定。
- ・平成19年7月に発生した中越沖地震の教訓を踏まえ、原子力施設立地地域において大規模地震が発生した際の初動体制(収集基準、情報連絡・提供体制等)を整備。

(21 頁)

原告の解釈：上記「①原子力防災体制等の整備」は、既に過去形になっているので、認識されて、実行されているとみるのが自然だ。したがって、原告がことさらに申し上げるまでもないこと。4番目の「・また、**原子力緊急事態発生時の関係機関の役割分担等を定めた原子力災害対策マニュアル類を策定。**」と記されているが、本件事故ではこのマニュアルを排して、法にないことを強制する組織が官邸に作られて、原告ら国民は大きな妨害と損害を、受けさせられていることも損害賠償請求事案である。

## (1)原子力防災対策の取り組み～2～

### ②原子力防災に係る施設・資機材の整備

- ・原子力発電所等の近傍における緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)を整備(平成12年～平成16年10月までに20箇所のオフサイトセンターを整備)。
- ・自治体の非常用通信機器(専用電話回線、ファクシミリ)、放射線障害防護用器具(汚染防護服、防護マスク)等の防災資機材、原子力防災ネットワーク等の整備、維持管理に係る財政支援を実施(平成12年～)。

### ③原子力総合防災訓練等

- ・内閣総理大臣等の参加を得て国、地方公共団体、原子力事業者等による国の原子力総合防災訓練を平成12年度から毎年1回実施。(ただし、平成16年度は中越地震に伴い中止。平成20年度は10月21・22日東京電力株福島第一原子力発電所を対象施設として実施。)これらの訓練は、地域住民の理解と訓練参加を含めた幅広い協力を得て実施されているところ。
- ・また、平成12年度より地方公共団体が毎年実施する原子力防災訓練において、計画の策定や実施に当たり助言を行うほか、現地に職員を派遣するなど、必要な協力を実施してきている。(平成20年度は11道県において、関係市町村とともに実施・実施予定。)
- ・その他、大規模地震災害、核燃料輸送事故、テロの発生等様々な事態の発生を想定した訓練を年間を通じ実施。

#### (参考)

保安院では、原子力防災専門官をはじめとする関係職員が、迅速、的確に判断し、行動を行うため、各種マニュアル類を整備している。このほか、中心的な役割を担う関係職員等に対し、緊急時における的確な判断及び行動能力を向上させる目的で、平成15年度から、原子力総合防災訓練の事前訓練において、訓練対象者にあらかじめ訓練シナリオを知らせずに行う訓練を実施。

22

(22 頁)

原告の解釈：「②原子力防災に係る施設・資機材の整備」では、オフサイトセンターの整備が語られている。本件事故では、何ゆえに大熊町のオフサイトセンターが活用されなかったのか、大きな疑問がある。活用させない理由は何か、探ると発電所周辺自治体の参席が邪魔だったようだ。「③の原子力総合防災訓練等」において、原告ら双葉町災害対策本部は参加していた。本件事故で参加させない理由はいたって簡単で、情報を共有すると、ウソで事故対応をすることが、ごまかせなかったのだと推測している。そうでなければ、例え停電があったとしても、停電が回復した3月12日の午前3時には、一斉召集装置のボタンは押せたはずだが、原告が双葉町災害対策本部長でいる間は、原子力防災専門官から召集の呼びかけがなかった。やればできたのに、召集させなかったのは、疎外の意図の悪意があったと睨んでいる。

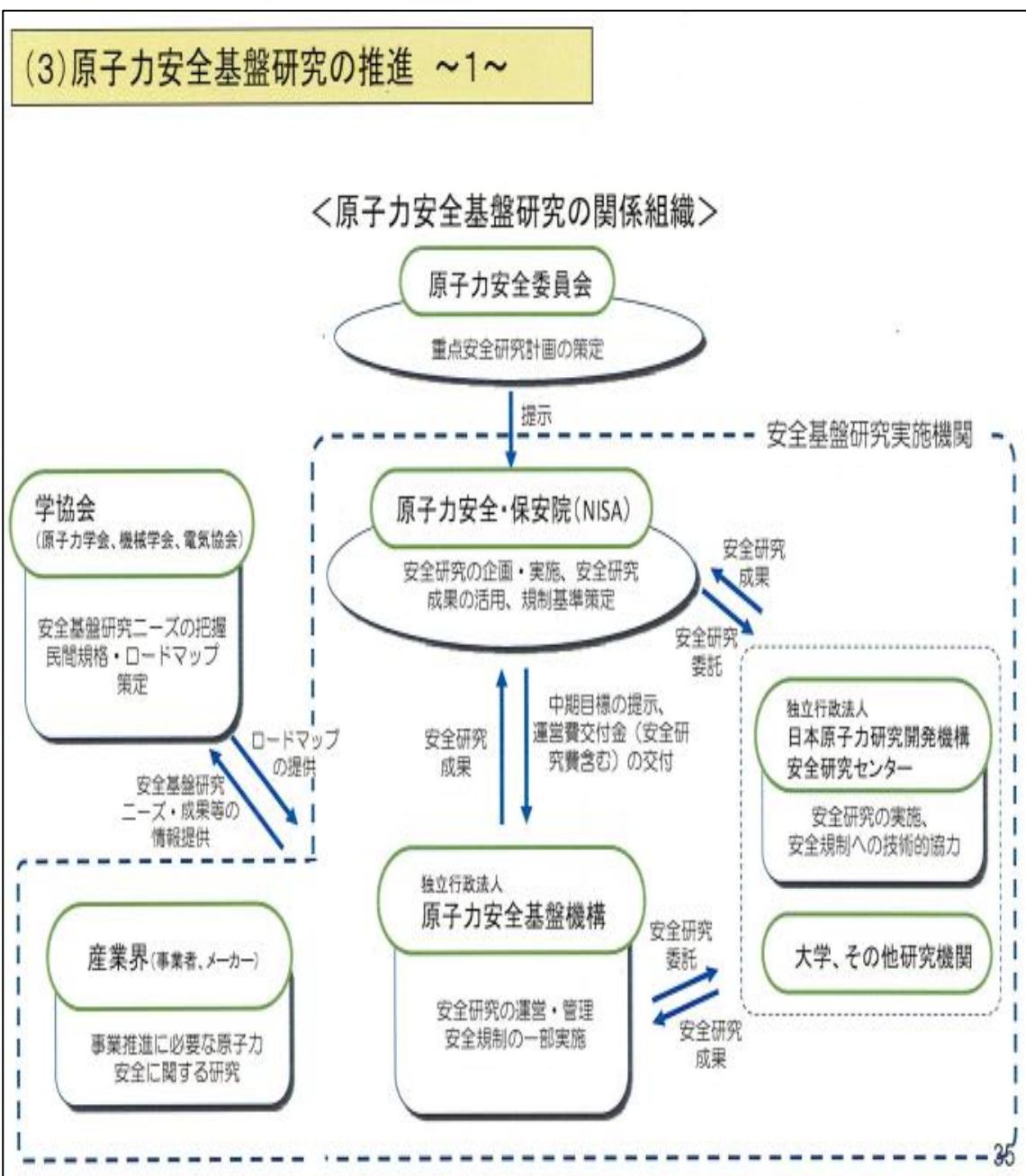
### ◆ 今後の課題・方針

- (1)個別具体的な「リスク情報」の活用方策を検討(オンラインメンテナンス、事故・トラブルのリスクへの影響評価等)。
- (2)原子炉施設以外の原子力安全に関する「リスク情報」活用の方策を検討。
- (3)PSA手法や用いるデータの品質(精度)向上策を検討。
- (4)米国をはじめ諸外国の活用事例を参考にしつつ、規制当局及び事業者等のメリット・目的を明確にした上で、活用方策のプライオリティー付けを行い「当面の実施計画」を改訂してゆく。

(34 頁)

原告の解釈：上記の「今後の課題・方針」について、(1)から(4)まで、個別事案についての具体的な対策について語っていない。一番大事な B.5. b 対策が示されていないのは不自然である。現場は1つしかない解決方策に沿うが、「今後の課題」が述べようとしている方法論は、現場が必要としている個別具体的な数表とフローチャートが、欠落しているので使えない。

## 5. 安全技術基盤整備の推進



原告の解釈：上記図表は、仮想プランに過ぎないことがすぐわかる。本件事故では、このプランが実際役に立てたのは、何があったのだろうか。ただの机上プランだったように観測している。被告東電のトラブルは日常的に起きていた。又、不都合事象もたびたび起きていたことは、「福島県原子力行政のあらまし」に詳述されている。

## II. 各規制分野における業務の着実な実施と制度の充実化

### 1. 原子力発電規制分野（安全審査関係）

#### 1. 原子力発電規制分野（安全審査関係）

##### 設計段階の安全規制の向上

###### ①原子力発電所に係る審査等の状況

##### ◆8年間の許認可実績

###### ○新增設

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| －泊発電所3号炉の増設     | 平成15年 7月 2日許可 |
| －島根原子力発電所3号炉の増設 | 平成17年 4月26日許可 |
| －大間原子力発電所※の新設   | 平成20年 4月23日許可 |
- (※全炉心にMOX燃料を装荷可能な設計)

###### ○フルサーマル

- |              |               |
|--------------|---------------|
| －玄海原子力発電所3号炉 | 平成17年 9月 7日許可 |
| －伊方発電所3号炉    | 平成18年 3月28日許可 |
| －浜岡原子力発電所4号炉 | 平成19年 7月 4日許可 |
| －島根原子力発電所2号炉 | 平成20年10月28日許可 |

###### ○過去8年間におけるすべての許認可件数（上記許可を含む。）

（平成20年12月末時点）

許認可	原子炉設置(変更)許可	工事計画(変更)認可	特殊設計施設認可	燃料体設計認可	特殊加工認可
件数	42	385	27	103	19

##### ◆審査中の案件

###### ○新增設

- |                |                       |
|----------------|-----------------------|
| －敦賀発電所3、4号炉の増設 | 平成16年 3月30日申請、現在1次審査中 |
| －東電東通原子力発電所の新設 | 平成18年 9月29日申請、現在1次審査中 |

###### ○フルサーマル

- |              |                       |
|--------------|-----------------------|
| －女川原子力発電所3号炉 | 平成20年11月 6日申請、現在1次審査中 |
| －泊発電所3号炉     | 平成21年 3月 9日申請、現在1次審査中 |

原告の解釈:上記には、8年間の許認可実績が記されている。新增設が3か所、プルサーマルは4か所の許認可を行っていることが記されている。過去8年間の全ての許認可数は上記表で確認した。更に、審査中の案件として、新增設2件、プルサーマル2件となっていることが示されている。したがって、原子力安全・保安院は、原子力発電所を集中して許認可を管轄しているので、**福島第一原子力発電所が自然現象で壊れたのは、想定外ではなく設計・審査が、発電所の安全を満足していなかったということを示しているから、本件事故の責任は絶対に免れることはない。**

## ②耐震設計審査指針の改定に伴う耐震安全性の評価

### ＜新しい指針を踏まえた耐震バックチェック＞

- 平成18年9月に原子力安全委員会において耐震設計審査指針が改訂されたことを踏まえ、耐震安全性の一層の信頼性の向上を図るため、既設の原子力発電所について、新耐震指針に照らした耐震安全性の評価(耐震バックチェック)の実施を指示。
- 平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震を踏まえ、各事業者に対して耐震バックチェックの実施計画の見直しを指示し、柏崎刈羽原子力発電所以外のすべての発電所について平成20年3月末までに中間報告等が提出。
- 新潟県中越沖地震から得られた知見を整理し、耐震バックチェックに反映すべき事項をとりまとめ、各事業者に通知(平成19年12月及び平成20年9月)。
- 事業者から提出された中間報告等については、保安院の審議会で厳正なる審議を行っているところ。島根原子力発電所、志賀原子力発電所の中間報告について、保安院は、審議会での審議結果を踏まえ、妥当である旨の評価結果を取りまとめたところ。その他の発電所の中間報告等についても、引き続き、厳格に確認していく。
- 事業者は、中間報告等の保安院による評価結果等を踏まえ、引き続き耐震安全性の評価を進め、最終報告を保安院に提出する見込み。

【原告の解釈】：上記では、耐震設計審査指針の改訂を行い、耐震安全性を評価している。ここで、【「平成21年7月 福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の耐震安全性について」という原子力安全・保安院が福島県原子力発電所安全確保技術連絡会に提出した資料を読むと、1. 耐震設計の基本的考え方と耐震バックチェックについて、4頁には、原子力発電所の耐震設計の基本的な考え方として、原子力発電所の耐震設計は、原子力安全委員会が定めた『発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針』に従い設計 その基本的考え方は、

大きな地震があっても、発電所周辺に放射性物質の影響を及ぼさない安全上重要な『止める』、『冷やす』、『閉じ込める』機能が確保されるように設計。

被告東電及び国が主張している「想定外」に、免責規定は盛り込まれていない。本件事故のように、「想定外」を主張できるのであれば、耐震設計審査指針などは不要である。しかし、ここに、耐震設計審査指針が存在していたのだから、被告らが言う「想定外」は責任逃れの言いわけに過ぎず、本件事故の罪を免れることはできない。

### ● ここで話題を福島県に置き換える

以下に、双葉町が参加した、福島県原子力発電所安全確保技術連絡会の会議録について述べる。

町長	副町長	総務課長	企画課長	課 員
				

### 復 命 書

平成21年7月22日(水)、「平成21年度第2回福島県原子力発電所安全確保技術連絡会」のため、ふくしま中町会館(福島市)に出席してまいりましたので、その概要を復命いたします。

平成21年7月28日

双葉町長 井戸川 克隆 様

企画課 原子力対策係長 平  弘  
主査 相  徳

## 概要

### ○あいさつ(県生活環境部・八木次長)

・原発の耐震安全性の確保につきましては、各事業者が新たな耐震指針に基づく再評価を実施中であり、東京電力では、昨年3月に福島第一・5号機及び福島第二・4号機を代表プラントとする耐震安全性評価の中間報告を行っており、また、本年4月3日には福島第二・1～3号機、また6月19日には福島第一・1～4、6号機の原子炉建屋など安全上重要な機能を有する主要な設備等について、耐震安全性が確保されているとする中間報告を行っています。

東京電力には、最終報告におきまして引き続き最新の知見を適切に反映し、可能な限り迅速かつ確実に再評価を実施し、耐震安全性の確保にしっかりと取り組まれるようお願いいたします。

・この技術連絡会では、これまで昨年3月の代表プラント(福島第一・5号機及び福島第二・4号機)の中間報告や新潟県中越沖地震を踏まえて追加で行われた敷地内や敷地周辺の海域・陸域における地質調査の結果等について随時説明を受けてきたところです。

本日は、今年4月及び6月に提出された中間報告を中心に、福島第一、第二の全号機の耐震安全性評価についてこれまでの地質調査の結果等を含め説明を受けることとしております。また、原子力安全・保安院から、昨年3月の2基の代表プラントの耐震安全性評価の中間報告の確認状況について説明をいただくこととしております。

・なお、昨日、県エネルギー政策検討会が4年ぶりに開催されたところであり、発電所の耐震安全性についても議論がされ、本技術連絡会において確認を行い必要に応じて検討会に経緯を報告していくこととしています。

県としましては、今後とも国や事業者の安全・安心の確保に向けた取組状況について、引き続き立地町とともにしっかりと確認してまいりたいと考えております。

## ○議事(議長:八木次長)

### (1)福島第一・第二原子力発電所における耐震安全性について

#### ＜地質調査の実施・活断層の評価＞

##### ○敷地周辺の地質調査

H5 運用補助共用施設申請時の地質調査

H8~12 許可取得後に実施した地質調査

H15 海域活断層の再評価

H18 耐震設計審査指針改訂後に実施した地質調査

H19 新潟県中越沖地震を踏まえた地質調査

H20 中間報告書(3/31) ※ 1F-5, 2F-4

新潟県中越沖地震を踏まえた地質調査結果報告(8/4)、追加調査(H20.9~H21.3)

H21 中間報告書 ※2F1~3(H21.4)、1F1~4、6(H21.6)

##### ○活断層の評価

・双葉断層は、島田～馬場地点までの37kmを活断層とする。相馬断層(57km)は活断層でない。

・福島第一の敷地周辺で確認された断層は、古い時代の断層で活断層ではない。

→鮮新世(約200～500万年前)以降の活動が認められない

・福島第二の敷地近傍では鮮新世の地層がほぼ水平に堆積し、断層は存在しないと判断

・敷地周辺海域には多数の正断層が認められるが、いずれも活断層ではないと判断

#### ＜基準地震動 Ss の策定＞

・プレート間地震(塩屋崎沖の地震)、内陸地殻内地震(双葉断層による地震)、海洋プレート内地震(想定敷地下方の地震)を検討用地震に選定

・基準地震動の最大化速度値を最大「600Gal」に策定

#### ＜施設の安全性評価＞

・安全上重要な建物・構築物の耐震安全性評価(原子炉建屋の評価)

福島第一及び第二すべてのプラントにおいて、耐震壁のせん断ひずみが最大で評価基準値を超えないことを確認

・安全上重要な機器・配管系の耐震安全性評価

福島第一及び第二すべてのプラントにおいて、基準地震動Ssによる応答値、相対変位が評価基準値以下であることを確認

\* 福島第一・4号機における主蒸気系配管については、基準値は満足しているが裕度が少ないため、わかりやすい・納得のいく説明が必要である。(基準値以内ならば大丈夫なのかという懸念)

### ＜原子力安全・保安院の評価結果＞

- ・耐震・構造設計小委員会(40名)及び各WG(「地震・津波」「地質・地盤」「構造」)での審議(46回)  
⇒コメント80個のうち、40~50個は事業者で回答
- ・発電所敷地の現地調査(H20. 9. 26~27)
- ・事業者が行った地質調査方法の評価  
⇒原子力安全委が定めるルールに従っており、必要な調査が実施されている
- ・双葉断層、相馬断層、敷地前面海域に認められる断層の評価  
⇒双葉断層(長さ、地点)及び相馬断層、敷地前面海域に認められる断層とともに評価は妥当
- ・海上音波探査の実施  
⇒調査結果は事業者の評価と整合的であり、概ね妥当と判断
- ・福島第一の深部に認められる断層の評価  
⇒事業者の評価について妥当と判断
- ・基準地震動の評価  
⇒事業者の評価について妥当と判断
- ・施設の耐震安全性の評価  
⇒福島第一・5号機、及び福島第二・4号機とともに、原子炉建屋及び安全上重要な機器・配管系の耐震安全性が確保され、「止める」「冷やす」「閉じ込める」機能が確保されると判断

### ※福島第一・福島第二原子力発電所の耐震安全性

福島第一・1~4, 6号機及び福島第二・1~3号機の中間報告について、専門家による審議を踏まえ厳正に確認する

### ○まとめ(議長:八木次長)

今回説明いただいた耐震安全性評価のうち、20年3月の福島第一・5号機及び福島第二・4号機の代表プラントにおける中間報告について、原子力安全・保安院は東京電力の評価は妥当であると判断したところです。

原子力安全・保安院におかれましては、引き続き、県内の他の各プラントにおける耐震安全性評価についてしっかり審議いただき、その内容を地元に分かりやすく、丁寧に説明いただきたい。

また、東京電力におかれましては、最終報告に向けて予断を待たずに常に新しい知見があれば適切に反映するとともに、地元に分かりやすく、丁寧にご説明をいただきたい。

本技術連絡会では、福島第一・福島第二原子力発電所の耐震安全性再評価の取組状況を確認していくため、今後も国や東京電力に説明をお願いして参りたいと考えています。国や東京電力におかれましては、引き続き県民の安全・安心の確保に向けた取り組みをお願いしたい。

2009(平成21)年7月23日

左、福島民友新聞記事、右、福島民報新聞記事

平成21年7月22日に行った、平成21年度第2回福島県原子力安全確保技術連絡会について報じられた記事。

## 原発の耐震安全性

# 評価の根拠求めらる

7/23 民報(12)

## 県など連絡会で東電に

県原子力発電所安全確保技術連絡会は22日、福島市のふくしま中町会館で会議を開き、福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所の耐震安全性評価中間報告について東京電力から説明を受けた。中間報告で東電が「安全」と評価する根拠について、委員は具体的な説明を求めた。

会議は、東電が六月に福島第一原発1号機の耐震安全性評価中間報告を原子力安全・保安院に提出し、両原発すべてのプラントの中間報告が出たことに伴い、内容を確認するため開いた。県や楢葉、富岡、大熊、双葉の立地四町、東電の委員、学識経験者、原子力安全・保安院の関係者らが出席した。東電が中間報告の

概要を説明した。各設備の構造強度評価で評価値が規定値以下だが余裕が少ない個所があることについて、委員から「安全性の根拠を県民が理解できるよう、具体的に示すべき」とする意見が出された。東電は「技術的に問題はない」と判断しているなどと説明した。また、原子力

安全・保安院が福島第一原発5号機、福島第二原発4号機の耐震安

全性評価中間報告について「評価は妥当」とした会議

7/23 民報(12)



# 耐震安全性評価 東電が概要説明

原子力発電所技術連絡会

7/23 民友(4)

県原子力発電所安全確保技術連絡会は22日、福島市で会議を開き、県や立地町、地盤動を600ガルに設定した。学識経験者が福島第一、同第2原発の耐震安全性評価の中間報告などについて検証した。

東京電力側は、地震による最大の揺れの強さ(基準)で、委員は「評価は妥当」とした。県や立地側からは、中間報告で主要施設・機器の安全性を示した数値の根拠について、より詳細な説明を求める意見などが提出された。

発電

平成 21 年度第 2 回福島県原子力発電所安全確保技術連絡会

日時 平成 21 年 7 月 22 日 (水) 13 時 30 分～  
場所 福島市中町 7-17  
ふくしま中町会館 7 階大会議室

会議次第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 福島第一原子力発電所・福島第二原子力発電所の耐震安全性評価について

(2) その他

4 閉会

平成 21 年度第 2 回福島県原子力発電所安全確保技術連絡会出席者名簿

平成 21 年 7 月 22 日

1. 学識経験者

氏名	所属・職名	備考
兼本 茂	福島県原子力行政連絡調整会議専門委員 (会津大学教授)	
長谷川 雅幸	福島県原子力行政連絡調整会議専門委員 (東北大学名誉教授)	
真鍋 健一	福島大学名誉教授	
中村 晋	日本大学工学部教授	
清水 信行	いわき明星大学教授	

2. 福島県原子力発電所安全確保技術連絡会委員

機関名	所属・職名		氏名	備考
福島県	生活環境部	次長(県民安全担当) 原子力安全対策課長	八木卓造 佐々木信博	
	原子力センター	所長 主幹(兼)福島支所長	板垣繁幸 片寄久巳	
	水産試験場	漁場環境部長	山本達也	
双葉町	企画課	原子力対策係長 主査	平岩邦弘 相楽定徳	
大熊町	企画調整課	主査	成田康郎	
富岡町	生活環境課	課長 原子力安全対策係長	白土正一 佐藤邦春	
楢葉町	企画課	主査	市毛祥吾	
東京電力 株式会社	立地地域部	技術・広報担当(部長)	上津原勉	
	福島第一原子力 発電所	広報部(技術・広報担当) 技術総括部(技術総括担当)	土生真二 藤森昭彦	
	福島第二原子力 発電所	広報部(技術・広報担当) 技術グループマネージャー	大越吉弥 岡村祐一	

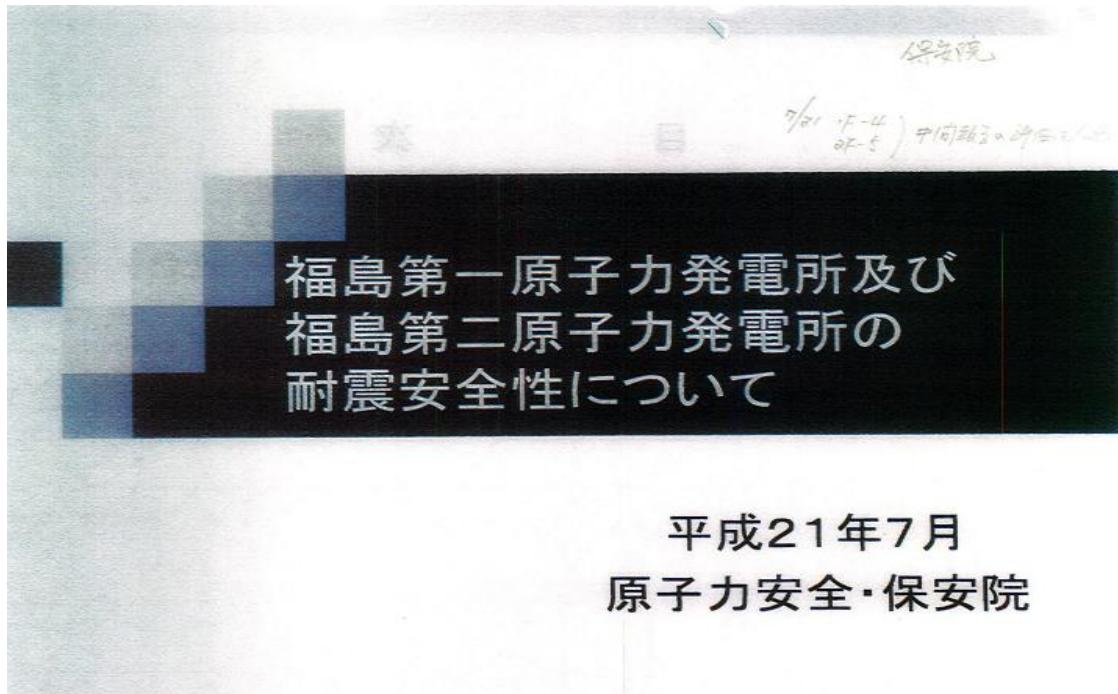
3. オブザーバー

機関名・所属	職名	氏名	備考
経済産業省原子力安全・保安院 福島第一原子力保安検査官事務所	統括原子力保安検査官	志間正和	
経済産業省原子力安全・保安院 福島第二原子力保安検査官事務所	統括原子力保安検査官	佐藤忠伸	
広野町総務課企画グループ	サブリーダー	松本信	
浪江町住民生活課	主事	横山芳幸	

4. 説明者

機関名・所属	職名	氏名	備考
経済産業省原子力安全・保安院 原子力発電安全審査課 耐震安全審査室	室長 安全審査官	小林勝 名倉繁樹	
東京電力 株式会社	原子力設備管理部 新潟県中越沖地震対策 センター	建築耐震グループ副長 土木調査グループ課長 土木調査グループ主任 地震グループマネージャー 地震グループ主任 機器耐震技術グループ副長 機器耐震技術グループ主任	小林和徳 高尾誠 金戸俊道 西村功 敦賀隆史 綿引喜徳 山崎英一
	立地地域部	土木・建築担当兼	菅野敏夫
	福島第一原子力調査所	土木グループマネージャー	金谷淳二
	福島第一原子力発電所	建築グループマネージャー	
	福島第二原子力発電所	土木・建築担当	大久保嘉雄

以下は、同上の会議で示された重要資料



## 目 次

1. 耐震設計の基本的考え方と  
耐震バックチェックについて
2. 原子力安全・保安院の評価結果

## 原子力発電所の耐震設計の基本的考え方

原子力発電所の耐震設計は、原子力安全委員会が定めた「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」に従い設計

その基本的考え方は、

大きな地震があっても、発電所周辺に放射性物質の影響を及ぼさない



安全上重要な「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」機能が確保されるように設計

したがって、原発は壊れない

## 耐震設計の基本方針を実現するために

### 徹底した調査

- ・活断層調査、過去の地震等の調査



### 基準地震動の策定

- ・敷地ごとに震源を特定して策定する地震動



### 重要度に応じた耐震設計

- ・震源を特定せず策定する地震動

(旧耐震指針のマグニチュード6.5の直下地震に代わるもの)

- ・Sクラス(原子炉圧力容器など)

止める、冷やす、閉じ込める機能

基準地震動に対して

安全機能保持

建築基準法の3.0倍※

- ・Bクラス(廃棄物処理設備など)

建築基準法の1.5倍※

- ・Cクラス(発電機など)

建築基準法の1.0倍※

※機器・配管は更に2割増し

### 自動停止機能

- ・一定以上の大きな揺れに対し、自動的に安全に停止

## 耐震設計審査指針の改訂について

### 原子力発電所の耐震安全性

福島第一・福島第二原子力発電所をはじめ全国の原子力発電所については、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」(昭和56年7月原子力安全委員会決定。いわゆる「旧耐震指針」)を踏まえ、耐震安全性評価を行うとともに、原子力発電所の設置許可後に生じた地震等から得られる科学的知見を踏まえ、耐震安全性についての確認を適宜行っており、原子力発電所の耐震安全性は十分確保されている。

### 耐震設計審査指針の改訂

最近の地震学や耐震工学の成果など最新の知見を取り入れ、発電用原子炉施設の耐震安全性のより一層の向上に資するとの観点から、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」(平成18年9月原子力安全委員会決定。いわゆる「新耐震指針」)が策定された。

## 耐震設計審査指針の改訂に伴う対応

- ◆新耐震指針は、最近の地震学や耐震工学の成果に立脚  
⇒ 一層の耐震安全性の向上



新耐震指針に照らした耐震安全性評価(バックチェック)が重要



- バックチェック手法、確認基準の策定



- バックチェックを指示(平成18年9月20日)



- 新潟県中越沖地震を受け、実施計画の見直しを指示(平成19年7月20日)

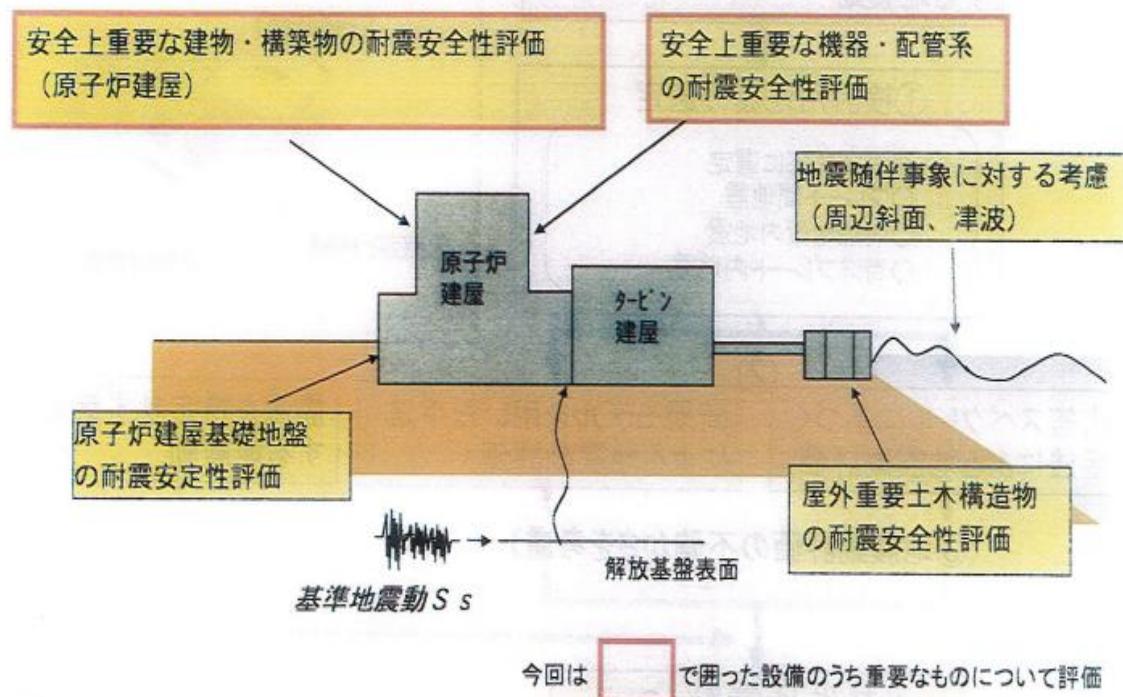


- 事業者の中間評価<sup>(注)</sup>結果報告(平成20年3月)  
⇒ 原子力安全・保安院として厳正に妥当性を確認

(注)中間評価はあるが、基準地震動の策定、安全上重要な設備に関する耐震安全性の評価であり、発電所の基本的な耐震安全性の確認を行うもの

## バックチェックの方法(耐震安全性評価)

基準地震動  $S_s$  を策定し、下記の施設等の耐震安全性評価を実施。

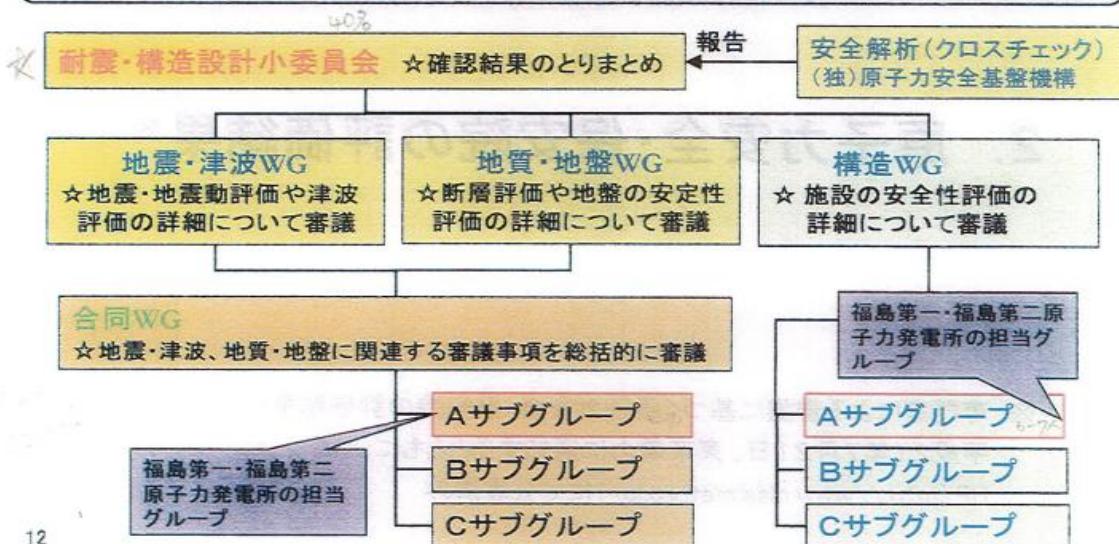


## 2. 原子力安全・保安院の評価結果※

※ 専門家による審議に基づく原子力安全・保安院の評価結果については、  
平成21年7月21日、東京電力に通知するとともに、  
HP (<http://www.nisa.meti.go.jp/>) にて公表済み

## バックチェック結果の審議体制

原子力安全・保安院は、事業者が実施したバックチェック結果について、耐震・構造設計小委員会、各ワーキンググループ及びサブグループにおいて、関連する分野の専門家(約40人)による審議を踏まえ厳正に確認することとしている。



12

## 審議実績及び審議に当たって特に注意したこと

- ◎ 審議実績(合計46回の会合(全て公開)を開催し、厳正に審議)
  - 基準地震動Ssの策定結果: 合同WG及び同Aサブグループで合計24回審議
  - 主要な設備の評価結果: 構造WG及び同Aサブグループで合計22回審議
- ◎ 審議に当たって特に注意したこと
  - (1) 地質調査、活断層の評価
    - 双葉断層、相馬断層の活動性及び連続性
    - 敷地前面海域に認められる断層の評価
    - 福島第一原子力発電所の深部に認められる断層の評価
  - (2) 基準地震動Ssの策定
    - 敷地に影響を与える地震の地震動評価に際して、解析手法、パラメータの設定が妥当か、また、不確かさの考慮が適切になされているか(中越沖地震の知見の反映を含む)
  - (3) 施設の耐震安全性評価
    - 強度の評価方法などがあらかじめ定めたルールに従って行われているか
    - 評価結果は、安全基準を満足しているか

## 発電所敷地周辺等の現地調査の実施

- (1) 実施期間: 平成20年9月26日(金)～9月27日(土)
- (2) 出席委員: 地震・津波、地質・地盤合同WG Aサブグループ委員等6名
- (3) 実施概要
- ・双葉断層、相馬断層について、地形の状況、断層露頭、ボーリングコア等を確認。
  - ・福島第一・福島第二原子力発電所について、サイト内大深度ボーリングコア等の状況を確認。
- (4) 主な指摘内容
- ・双葉断層及び相馬断層について、活動性を検討している区間の南方及び北方を含め、広範に詳細な地形データを取得すべき。(ほぼ全域にわたる航空レーザ測量を実施)
  - ・双葉断層の南端及び北端の評価や、相馬断層を否定することについては、より強い根拠が必要。(南端における火山灰分析等及び相馬断層9地点のより詳細な検討)



4

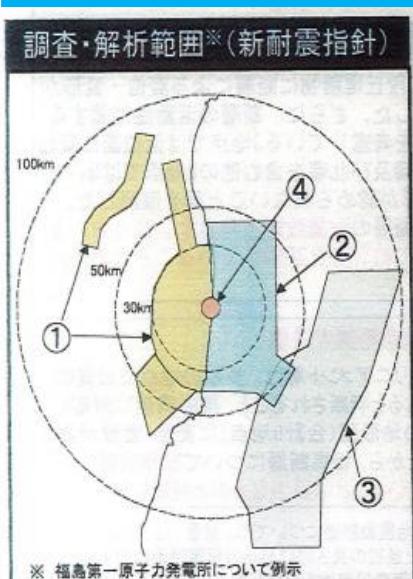
双葉断層(角田市鳥田)の断層露頭調査



サイト内大深度ボーリングコアの状況確認

## 東京電力が行った地質調査方法などの評価

福島第一・福島第二原子力発電所周辺では、敷地からの距離に応じて、既往の文献の調査、変動地形学的調査、地表地質調査及び地球物理学的調査等が実施されており、その内容が、原子力安全委員会などが定めたルールに従って行われる要求事項を満足していることから、基本的に必要な調査が実施されていると判断した。

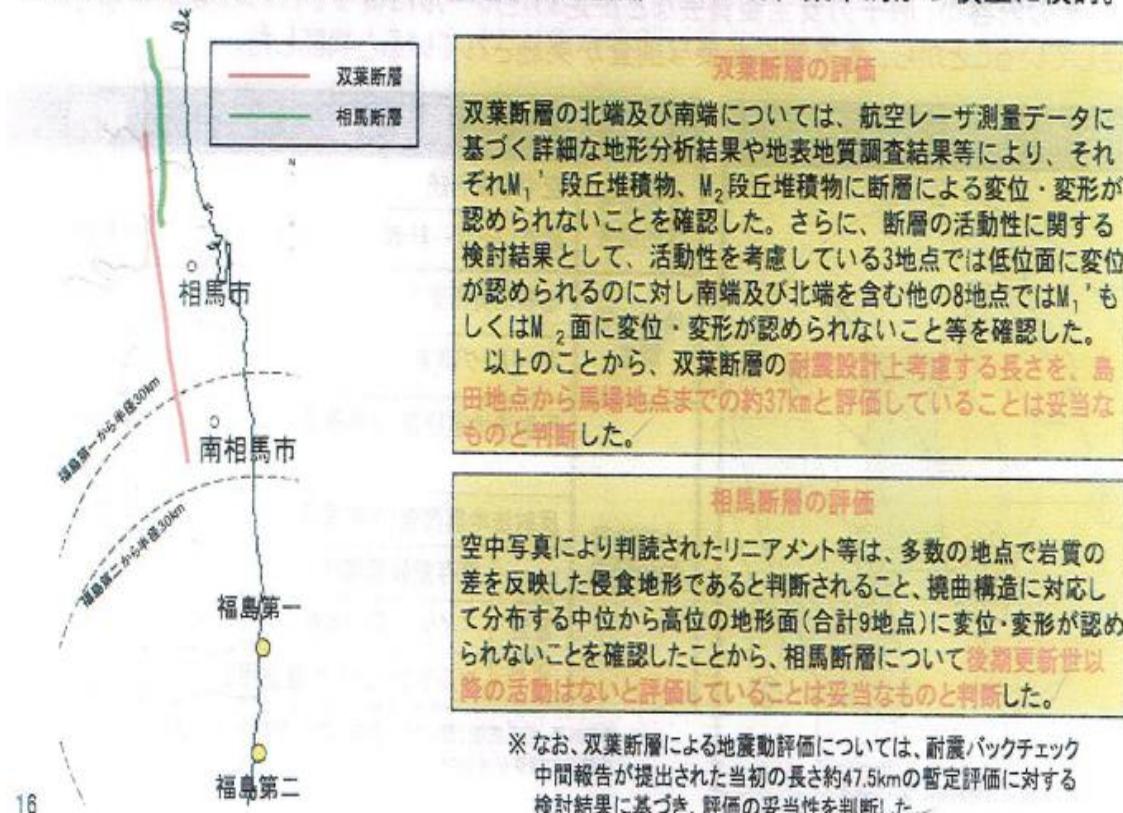


分類	調査項目	範囲
変動地形学的調査	空中写真判読	①
	航空レーザー計測※	主要断層
地表地質調査	地表地質踏査※	①, ④
	ボーリング調査	主要断層
地球物理学的調査	反射法地震探査(P波震源)	主要断層 ④
	反射法地震探査(S波震源)	主要断層
	海上音波探査	②, ③
	ペイケーブル探査	④
	マルチチャンネル音波探査	②

※ 双葉断層、相馬断層に関しては、原子力安全・保安院における審議が終了するまで継続的に調査が実施された。

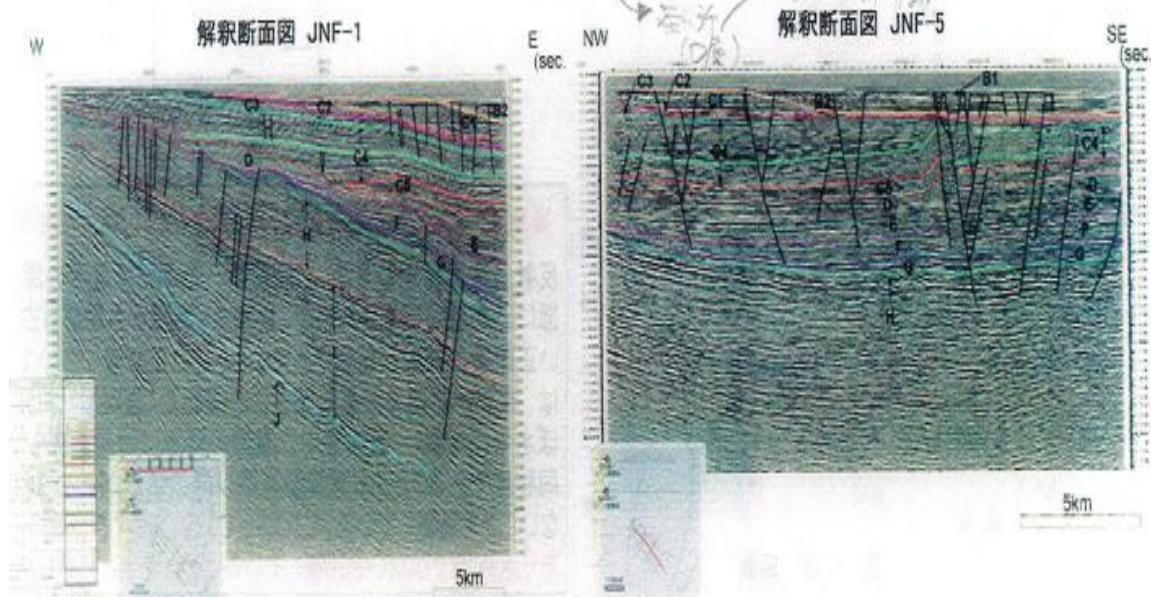
## 双葉断層・相馬断層の評価

地震調査研究推進本部地震調査委員会による双葉断層の評価も踏まえ、活動性を考慮している区間のみならず、活動性を考慮していない区間も含めて広域にわたって東京電力が実施した地質調査結果(合計20地点)について、集中的かつ慎重に検討。

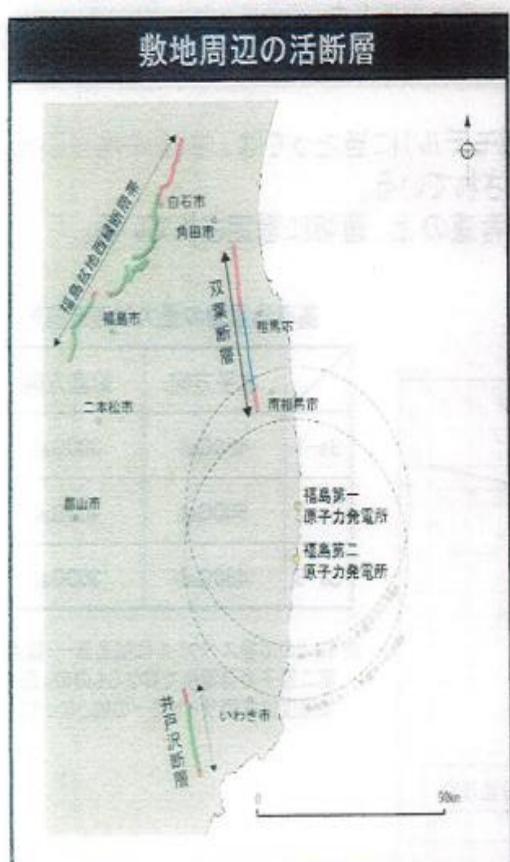


## 原子力安全・保安院による海上音波探査について

- ・海底下深部まで解釈可能な記録が得られたことから、深部の地質構造を把握することができた。
- ・本調査により、以下の点が主に確認できた。**調査結果は東京電力の評価と整合的であった。**
  - > 敷地前面海域の各測線において、多くの正断層及び1条の逆断層が認められる。正断層は、浅部のC4層(上部鮮新統)以浅のみに認められるものと主として深部のD層(下部鮮新統)以深のみに認められるものがある。このうち深部に認められるものはC4層より浅部に変位・変形を与えていない。逆断層は、C3層(上部鮮新統)より浅部に変位・変形を与えていない。
  - > 敷地南東海域において、多くの正断層が認められる。大部分の断層は、地下深部へ連続しない。また、一部の断層は深部で反射波が不明瞭となるが、全て正断層の形態を示す。
- ・本調査範囲において、東京電力の調査結果は概ね妥当と判断した。



## 活断層の評価(まとめ)



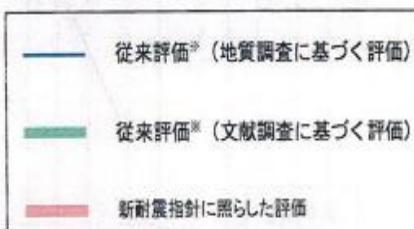
双葉断層及び敷地前面海域に認められる断層等を主に検討するとともに、畠川断層、大坂-芦沢リニアメント、福島盆地西縁断層帯及び井戸沢断層等についても一通り検討した上で、

敷地周辺の陸域及び海域の活断層の評価は、妥当なものと判断した。

陸域	新耐震指針における評価			設置許可申請書記載の断層長さ
	断層名	長さL	M	
	①双葉断層	37 km	7.4	18 km
	②福島盆地西縁断層帯	57 km	7.8	—(市)
	③井戸沢断層	19.5 km	7.0	—(市)

※1) 地震地体構造上想定する地震としてM7.5の地震を想定

※2) 断層の長さと敷地からの距離を考慮すると敷地への影響は小さいと評価

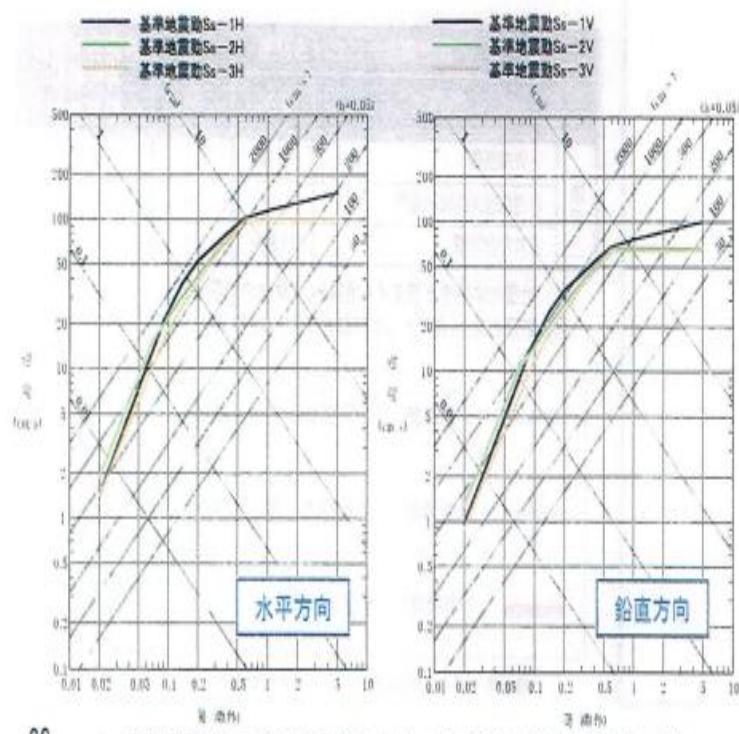


※福島第一原子力発電所1～6号炉施設変更許可時

## 基準地震動Ssの評価

主に以下について確認し、基準地震動Ssは妥当なものと判断した。

- ・検討用地震の選定は、地震の発生様式ごとに適切に行われており、また、震源の想定に当たっては、不確かさが適切に考慮されている。
- ・検討用地震の地震動評価（応答スペクトル、断層モデル）に当たっては、中越沖地震の知見を踏まえ、敷地の地下構造特性が適切に考慮されている。
- ・「震源を特定せず策定する地震動」は、地域性も考慮の上、適切に想定されている。



22

基準地震動Ssの設計用応答スペクトル（福島第一原子力発電所の例）

### 基準地震動の最大加速度値※

	水平方向	鉛直方向
Ss-1	450Gal	300Gal
Ss-2	600Gal	400Gal
Ss-3	450Gal	300Gal

※ Ss-2の応答スペクトルは福島第一・福島第二原子力発電所で異なるものの、最大加速度値は両サイト同一の値となっている。

## 施設の耐震安全性の評価

基準地震動Ss-1、Ss-2及びSs-3による施設の耐震安全性評価等に対する保安院の検討結果は、以下のとおりである。

### (1) 建物・構築物

原子炉建屋の地震応答解析モデル、解析手法等は妥当なものと判断するとともに、その解析結果は耐震壁の機能維持が確保されるせん断ひずみに余裕をみて設定された基準値以下であることを確認し、福島第一原子力発電所5号機及び福島第二原子力発電所4号機の原子炉建屋の耐震安全性が確保されると判断した。

### (2) 機器・配管系

機器・配管系の評価に主に用いられた手法は、これまで工事計画認可等において用いられた実績のあるものであり、それらの手法により行った構造強度評価結果は、評価基準値以下であることを確認した。また、制御棒挿入性に関する評価については、燃料集合体の相対変位が、評価基準値以下であることを確認した。

以上より、福島第一原子力発電所5号機及び福島第二原子力発電所4号機の耐震安全上重要な機器・配管系の耐震安全性が確保されると判断した。

## 福島第一・福島第二原子力発電所の耐震安全性

以上のことから、原子力安全・保安院は、新耐震指針に照らした基準地震動に対しても、福島第一原子力発電所5号機及び福島第二原子力発電所4号機の安全上重要な「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」機能が確保されると判断した。

また、福島第一原子力発電所1～4、6号機及び福島第二原子力発電所1～3号機の中間報告については、それぞれ平成21年6月19日、同年4月3日に提出があり、基準地震動Ssは福島第一5号機及び福島第二4号機と同様に策定され、安全上重要な「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」機能は確保されるとしている。原子力安全・保安院は、これらの内容について、今後、専門家による審議を踏まえ厳正に確認することとする。



福島第一原子力発電所



福島第二原子力発電所

東京電力HPから

原告の解釈:平成21年7月22日に行われた「福島県原子力安全確保技術連絡会」に提出された資料には、全て安全が担保されている。これが事実だったら、本件事故は起こらなかった。しかし、見事というか、手の施しようがないままに、第一原子力発電所は全壊した。火災でいえば全焼という状態は、全ての人が認める。この会議に使われた資料には、直嶋経産大臣が「津波抜き」を決断した結果により、津波の言葉は全く出てこない。

「福島県原子力安全確保技術連絡会」のこの会議は、被告国の欺罔に騙された。したがって、本件事故は津波ではなく、対策をさせなかった原因の「人災」である。

● 本論に戻る

＜新潟県中越沖地震を踏まえた柏崎刈羽原子力発電所の耐震安全性の確認＞

○柏崎刈羽原子力発電所については、中越沖地震の発生以降、保安院の審議会において中越沖地震により観測された最大加速度が設計時において算定された最大加速度を上回った要因、耐震設計上考慮すべき敷地周辺の活断層、柏崎刈羽原子力発電所の新たな基準地震動等について審議を重ねてきたところ。

○こうした審議を踏まえ、平成20年11月に原子力安全・保安院は、活断層及び地震動の評価結果等を中間報告として取りまとめ、原子力安全委員会は、保安院の評価は妥当であるとする見解を取りまとめている。

○7号機については、東京電力から報告された新たな基準地震動に基づく設備等の耐震安全性の評価結果について、1月30日に原子力安全・保安院の評価報告書として取りまとめ、2月18日に原子力安全委員会は、保安院の評価は妥当であるとする見解を取りまとめている。

原告の解釈：中段の「○～原子力安全委員会は、保安院の評価は妥当であるとする見解を取りまとめている。」と記している。後段の「○7号機については、～2月18日に原子力安全委員会は、保安院の評価は妥当であるとする見解を取りまとめている。」と、2つの○で、保安院の評価が妥当と判断した原子力安全委員会も、原子力発電所の安全について、責任がある。したがって、被告国に原発行政の責任があることを上記の記述で証明されている。当、裁判で、原告に対して責任回避はできないのである。

〈原子力発電所の耐震安全性に係る信頼性の一層の向上を図るための今後の取組について〉

○今後の原子力発電所の耐震安全性に係る信頼性の一層の向上を図る観点から、更なる科学的・技術的知見の蓄積の重要性など今後取り組むべき課題を平成21年1月に取りまとめた。

(1)新たな知見の反映の仕組みについて

- ・保安院は、地震、耐震に関する知見の情報収集を継続的に行い、そのうち、原子力発電所の耐震安全性評価に反映すべきものの選定等について、定期的に公開の場で検討。
- ・事業者においても、申請時のみならず、許可後においても知見の収集・蓄積を図ることが重要。

(2)確率論的安全評価について

保安院は、今後、確率論的安全評価の試行的実施を進め、JNESの協力を得て、超過確率等についてその内容を整理し、課題を抽出。

(3)地震動の観測について

・建物・構築物及び機器・配管の地震観測

構造物のより詳細な実際の振動特性をより速やかに把握するなどの観点から、事業者において設備の地震観測の一層の充実を図るため、具体的な検討を行うことが重要。

・地盤の地震観測

断層モデルによる地震動評価のための地盤構造モデルの高度化や、敷地の地下構造として地震基盤が深く不整形な構造を呈している場合や地盤が褶曲構造を呈している場合など様々な条件下において適用可能となるような高度な距離減衰式の開発が望まれており、保安院としても、JNESを通じて関係する学会や研究機関と連携を図り、調査・研究を推進。

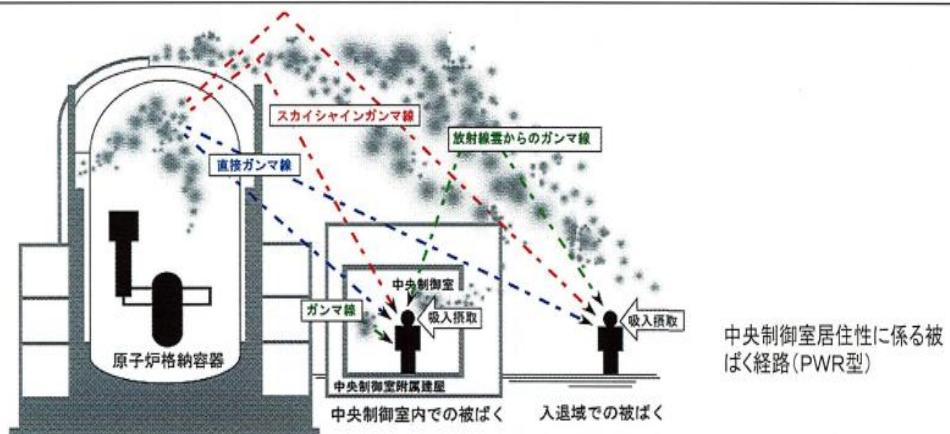
(4)調査・研究について

保安院は、平成21年度から、原子力発電所の耐震裕度の定量化やサイト近傍で常時地震観測を行う等の調査・研究を拡充することとしているが、今後、中越沖地震による耐震安全性の検討の中で明らかになった課題も含め、関係機関との連携を密にするとともに、IAEAを通じた国際協力を強化し、耐震安全性に関する研究をより積極的に推進。

原告の解釈：「原子力発電所の耐震安全性に係る信頼性の一層の向上を図るための今後の取り組みについて」本件事故後の責任回避を見ていると、上記の記述は、「絵に描いた餅」に過ぎない。本当に現場に密着した構造力学を語れば、震度ごとの、たわみ、変位、変形、破断、限界等の最悪の事態を具体的に示す必要がある。(1)から(4)までの記述には、抽象論で、実数を述べられていないので、原告が当時、この報告を受けていれば、プルサーマル運転の同意は受け付けなかった。

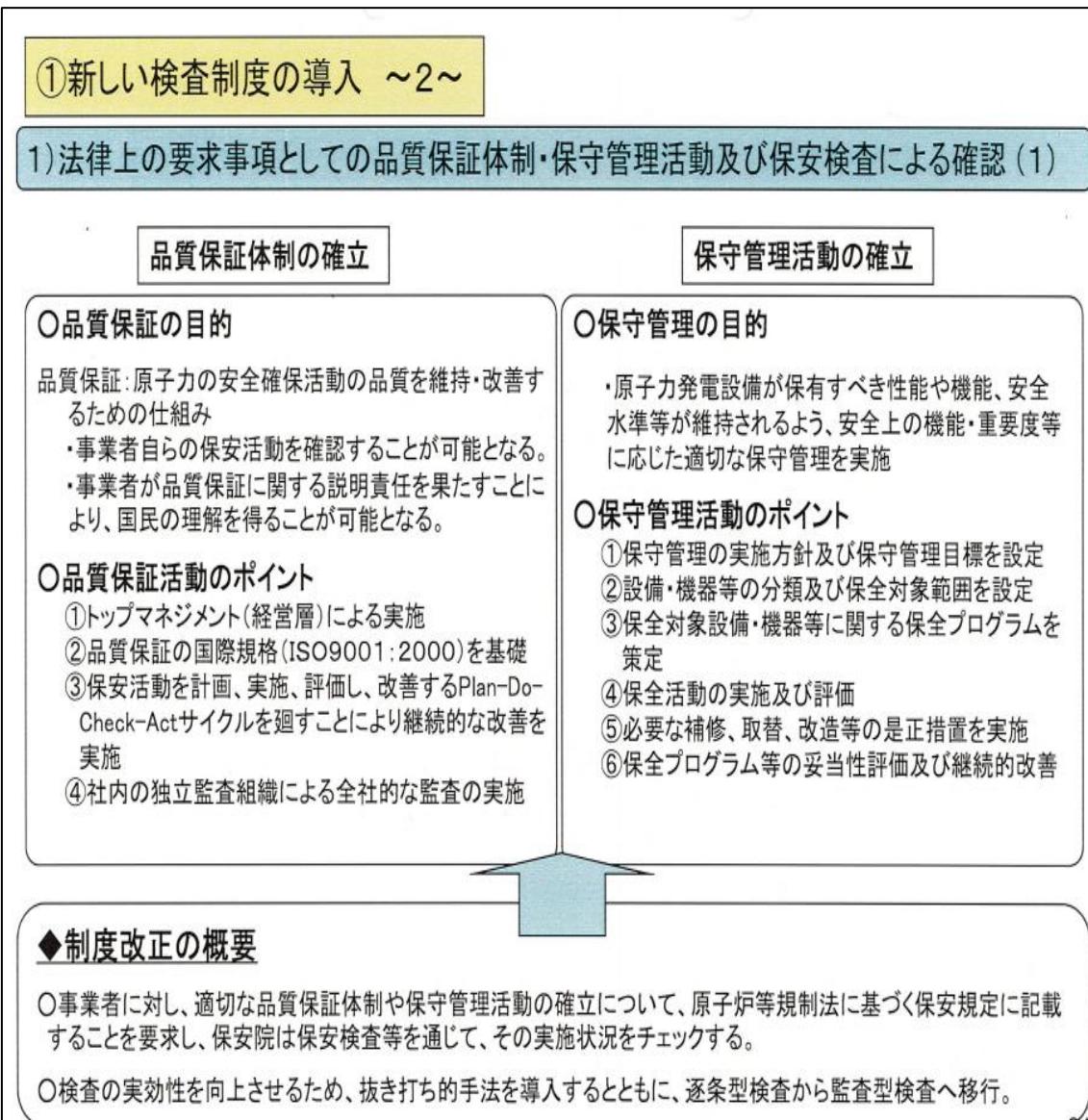
## ⑦中央制御室の居住性について

- 平成16年に発生した関西電力(株)美浜3号機の二次系配管の破損事故において、このとき漏れた蒸気の一部が中央制御室に流入。これを契機に全プラントにおいて、中央制御室貫通部の健全性を確認するため、保安院の指示に基づき、各電気事業者による目視点検が行われ、不具合のある部分の改善対策がなされた。あわせて各プラントについて放射線防護に関する評価がなされ、保安院は全プラントとも問題のないことを確認(平成18年6月)。
- 一方、美浜3号機の事故や海外における同様の事象を受け、原子力安全・保安院及びJNESで構成する安全情報検討会において、中央制御室の居住性に関し評価を行うためのガイドライン等を整備し、それにに基づき詳細な評価を実施する必要性が提起され、放射線防護に関して先行的に検討を進めることとした。
- 中央制御室の放射線防護状況を評価するために使用するガイドラインについて、原子炉安全小委員会安全評価WGにおいて、審議を行ってきたところ、本年1月30日にガイドライン案をとりまとめた。
- 今後、パブリックコメントを経た上で内規化し、各電気事業者に対し既設プラントについて放射線防護の評価を指示する。



原告の解釈：原告はかねてから、中央操作室の被ばくには気にしていました。というのは、電線の貫通部の隙間の処理はどうしているのかと気にしていましたが、事故が起きてしまい手遅れだった。原告は、設備屋として第一原発の一般区域の工事を行ってきていたので、機械と操作盤の間の電線は、コンクリートの壁を通過して結線しなければならないので、A区域とB、C、D区域の貫通部の処理が気になっていたので、副所長あたりに聞いていたが、所詮現場を知らない出世コースなので、答えにならない答えを聞いていた。上図には、ガンマ線種が中央操作室に入って、人が被ばくしている様子が描かれている。実際は、希ガスから各種の放射性物質が侵入していただろうが、東京電力の隠ぺい工作で、社員たちはこの部屋の汚染実態を言い出せないのだろう。

## 2. 原子力発電規制分野（検査関係）



原告の解釈：「法律上」の言葉には、怪しい意味が含まれている。「法律上」はだれにとてなのかを考慮しないと、本件事故のように、被告国責任回避に使われてしまう恐れが潜んでいるので、注意が必要である。原子力発電所の品質保証が実施されていれば、本件事故は発生しなかった。又、保守管理をしっかり行ていれば、本件事故は起きなかった。**本件事故が起きたのは、上記の品質保証と保守管理の2つを確実に行っていなかったからで、決して「想定外」ではない。この場に及んで、被告国は、これ以上ウソをつくことはできない。**

## ①新しい検査制度の導入～3～

### 2)定期事業者検査の義務づけ、定期安全管理審査の導入(1)

#### ◆制度改正の概要

- 原子力発電所の各設備について事業者が自主保安の一環として任意に実施していた自主点検を「定期事業者検査」として法令上義務付け、技術基準への適合性を確認し、その結果を記録し保存することも義務付けた。
- 事業者に対して、定期事業者検査の実施体制(組織、検査の方法、工程管理等)について、独立行政法人原子力安全基盤機構(JNES)が行う審査(定期安全管理審査)を受けることを義務付け、保安院はその審査の結果に基づき総合的な評定をし、事業者に審査及び評定の結果を通知することとした。

### 3)定期安全レビューの義務づけ

#### ◆制度改正の概要

- 平成4年6月以降は、定期安全レビューを行った結果を速やかに保安院に報告するよう事業者に要請し、保安院はその成果を評価して、原子力安全委員会へ報告するとともに公表していた。
- 平成15年10月の新しい検査制度の導入により、原子力発電所の安全確保活動を事業者自ら定期的に評価する仕組みとして、定期安全レビューを「保安規定」の要求事項として位置付けた。その上で、事業者が定期安全レビューを適切に実施したか等を検証するため、事業者自身による定期安全レビューに係る一連のプロセスが保安規定の関連部分を適切に遵守して実施されているか否か、保安検査で確認する。

(※)定期安全レビュー:事業者が10年を超えない期間ごとに、原子力施設における保安活動の実施状況、最新の技術的知見の反映状況を評価するもの。

原告の解釈:新検査制度の導入に当たっては、高経年劣化が進んでいるのに、定期検査の間隔を引き延ばそうという計画を原告は断った。原告が経験してきたメンテナンスでは、経年劣化を考慮しないと主機だけでなく、補機等周辺の劣化が同じく進んできていたので、一律な検査方法では劣化具合の判断ができないために、個所ごとに点検しないとダメだと強く言い、改正の考え方方に注文した経緯がある。

本件事故後には、官邸主導の「内閣府原子力被災者生活支援チーム」がこの文書を読んでいたら、発電所周辺のうるさい首長らを排除して、不当なことを原告らに押し付けることは決してできない。

### ③構造物の健全性評価制度の導入 ~ 1 ~

→経年変化によって生じたき裂について、科学的、合理的判断に基づく対応が実現。  
これまでのべ25基で実施。

- ◆健全性評価制度とは、原子力発電設備にき裂が生じた場合に、その設備の構造健全性を評価するためのルール。
- ◆平成15年10月より、電気事業法に基づき、事業者に対して以下を義務づけ。
  - ①定期に原子力発電設備の検査(定期事業者検査)を行うこと
  - ②検査において、き裂が発見された場合には設備の構造上の健全性を評価(健全性評価)し、保安院に報告すること
- ◆制度導入以降、原子力発電設備で定期事業者検査を実施し、検査にて、き裂等が発見された場合には、その設備の構造健全性評価が実施され、保安院に報告されている。

原告の解釈：生じた亀裂の科学的、合理的判断とは、いかなるものか理解しがたい。机上論で科学的、合理的という判断を、机上で作文を書くことはできる。現場で机上の作文のような、あいまいな判断をしていたら、本件事故のようになってしまう。

## (2)発電設備における総点検について ~1~

平成18年11月、水力発電におけるダムの測定値や、火力・原子力発電設備における冷却用海水の温度測定値に対する不適切な補正が明らかになるなど、憂慮すべき事案が続いたことから、全電力会社に対して発電用の設備において、データ改ざん、必要な手続きの不備その他同様な問題がないか総点検を行うように指示をした。

### 総点検のねらい

- ・過去の不正を前提に記録を改ざんし続けていくという悪循環を断ち切ること
- ・不正を許さない仕組みを構築すること
- ・事故やトラブルの情報を共有し、再発防止に活かすこと
- ・このような活動を着実に進めることにより、電力会社の体質を改善すること

原告の解釈：「福島県原子力行政のあらまし」（甲イ第19号）平成22年度版の79頁以降95頁までに、原子力発電所の事故、トラブルの詳しい内容が記載されているので、これを参照して、「総点検のねらい」を定めていれば、本件事故を想定外と呼ぶこともなかった。本件事故の根源は、ここの反省を現場に生かさなかった驕りの結果である。

### (3)検査制度の見直し(新検査制度について) ~2~

#### 新たな検査制度の目的

##### (1)設備の痛み具合のデータ収集と点検への反映を義務化

保全の方法を高度化し、点検時の機器の状態(経年劣化等)に関する科学的なデータの採取・蓄積と、それらのデータや過去のトラブルを踏まえた保全方法の継続的な改善を事業者に義務づける。

##### (2)保全計画の届出と、国による事前確認

点検時の機器の状態等を踏まえた事業者による現状保全の妥当性評価結果と、それを踏まえた新たな保全計画を国に届出させ、事業者の保全活動が継続的に改善されていることを国が事前確認する。

##### (3)新しい技術を用いた運転中の危機の状態監視を充実

事業者は振動診断技術等の新たな技術を用いた運転中の機器の状態監視を充実させ、国はその実施状況を審査する。

原告の解釈：新検査制度については、何度も会議をしたが、新しいとは感じなかった。特に（3）の振動計を用いることを新しい技術というのは、視野が狭い証拠である。既に、振動計を使用するのは一般的な方法で、その計測で回転体の状態を監視するのは常識になっていた。現に、**原告が双葉町長になる前には、振動計を使い、回転体の状態監視をしていたので、（3）のことを聞いたとき、保安院の軽挙妄動が気になっていた。**

### III. 主な事故・トラブル等への対応

#### 主要な事故・トラブル等～自主点検記録問題①～

##### ①自主点検記録の不正問題

- 平成12年の申告(内部告発)事案2件が発端。
- 平成14年8月29日に29件の申告事案を保安院より公表。  
→その後の調査により、13件については問題がなく、16件については問題があることが判明。



##### ②総点検指示による更なる問題の究明

- 平成14年8月30日、不正記録問題の調査結果を踏まえ、原子力事業者16社に対し、過去の自主点検記録を総点検するよう指示。
- その結果、電力数社より、「再循環系配管」や「シュラウド」にひび割れやその兆候のあることが報告された。

- 〈事案の具体例〉  
・シュラウド等のひび割れ  
・修理記録の不適切な記載  
・ポンプの隙間、磨耗 等

##### ③原子炉格納容器漏えい率検査に関する不正問題

- 東京電力福島第一原子力発電所1号機において保安院の定期検査事項である原子炉格納容器漏えい率検査(平成3年及び平成4年)において不正を行っていたことが判明。
- 当該原子炉を1年間運転停止処分(平成14年10月26日)
- 同社の全原子力発電所に対する漏えい率検査を保安院の立ち会いの下実施することを決定

平成15年4月  
東電全17基  
運転停止

- ↓
- 停止中の原子炉に対する徹底的な安全性評価を実施。
  - 安全確認の状況に関し、地元へ延べ40回以上の説明を実施。

→なお、平成17年7月の福島第一原子力発電所1号機の起動をもって、停止した17基すべてが再稼働した。  
(柏崎刈羽7基、福島10基)

100

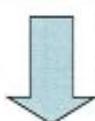
(100 頁)

「原告の解釈：上記について、原告の経験から言えば、トラブル報告のない日はなかったと記憶している。ということは、原子力規制の任にある原子力安全・保安院保安検査官たちの監視・監督が行き届いていないということになる。よくも恥ずかしくなく、上記のトラブル事象を記載したのかわからないが、ここでは、最高の使命感と、責任感並びに現場力のなさを物語っている。」

## 主要な事故・トラブル等～自主点検記録問題②～

### ◆不正問題発生の要因

- 事業者側の要因: ①限られた者による独善的な判断を行うことが習慣化していたこと  
②経営トップ等の十分な監査が及ばなかったこと  
③品質保証活動の重要性に関する認識が不足していたこと 等
- 保安院側の要因: ①事業者の自主点検について規制上の位置付けがなく、事業者の自主的な判断に委ねられていたこと  
②運転開始後の設備の健全性確認の手法が不明確であったこと  
③申告制度に対する取り組み姿勢において見直すべき点があったこと 等
- 双方に共通する要因: 安全確保だけでなく、その科学的・合理的な根拠を含めた説明責任の認識が不足していたこと



かかる分析を基にした不正問題の再発防止策を含め、安全規制の抜本的見直しを実施(平成15年10月1日から)。

### 1)事業者の保安活動の充実

- 従来の自主点検を「定期事業者検査」として義務付け
- 事業者の品質保証活動体制の確立

### 2)実効性のある原子力安全規制の遂行

- 抜き打ち的検査、監査型検査等の手法を導入
- 設備の健全性評価制度を導入

### 3)独立行政法人原子力安全基盤機構の設立

- 平成15年10月1日発足
- 保安院との連携により、実効的・効率的な規制を実施

### 4)ダブルチェック体制の強化

- 原子力安全委員会が保安院による一次規制の実施状況を厳正・中立にチェック
- 原子力安全委員会に、事業者に対する直接の調査権限を付与

### 5)申告制度の改善

- 外部の有識者からなる「原子力施設安全情報申告調査委員会」を設置
- 原子力安全委員会に対しても直接申告を行えることとした

101

(101 頁)

原告の解釈：上記は、現場で、現場を管理すれば成果が上がる。しかし、机上論では、現場に浸透しない。まして文官が現場を指揮することは、かえって問題を見逃してしまい、手遅れになりトラブルにつながっていたので、東京で現場を指揮するのは危険性がある。これを見かねて原告は、かつて大出元第一子力発電所所長に、失敗を繰り返さないために「失敗に学ぶ教室」を作らせた経緯がある。

## 主要な事故・トラブル等～柏崎刈羽原発対応①～

### ① 新潟県中越沖地震発生後の状況

- 平成19年7月16日、新潟県で発生した中越沖地震では、柏崎刈羽原子力発電所のうち運転中又は起動中であった原子炉(2, 3, 4, 7号機)が自動停止。
- 地震による安全上問題となる被害はなかったが、観測された地震動(680ガル)が、設計時に想定した最大加速度(273ガル)を上回っていた。
- また、地震を受け、柏崎刈羽原子力発電所3号機の所内電源用の変圧器に火災が発生したが、自衛消防組織による初期消火ができず、公設消防による消火まで燃え続けたため、黒煙を上げて燃え続ける映像が報道され、原子力発電所に対する社会の信頼を大きく損なう結果となった。

### ② 中越沖地震により明らかとなった問題点を踏まえた検討課題

#### ○中越沖地震から得られた知見を踏まえた耐震安全性の評価

- ①地震動が設計時の想定を大幅に超えた要因を明らかにする。
- ②それを踏まえて新たな基準地震動を策定し、それに対する施設の耐震安全性を評価する。
- ③これらの過程を通じ、他の発電所の耐震バックチェックに反映すべき教訓を明らかにする。

#### ○中越沖地震発生時における原子炉の運営管理の状況と設備の健全性及び今後の対応

- ①設計時の想定を超える地震動を受けた施設の健全性に問題はないか評価する。
- ②運営管理について、組織要因にまで遡った根本原因分析を行い、再発防止策を明らかにする。
- ③地震後の施設の運営管理に問題がなかったか検証する。
- ④地震後に確認された不適合事象をレビューし、他の事業者にも水平展開すべき教訓をくみ取る。

#### ○地震発生時の事業者による自衛消防体制、情報連絡体制及び地元に対する情報提供の在り方

- ①組織体制上の要因にまで遡って原因を分析し、具体的な対策、改善策を明らかにし、実行する。

105

(105 頁)

【原告の解釈】：上記は、見通せない体質を表している。現場の経験と五感の積み上げをすると、先読みができるようになる。これが可能になるのには、現場を知らないと無理である。柏崎刈羽のトラブルは、先読みができていなか

ったためのトラブルと思う。もっと、現場を直視できる監督官教育が必要である。

### 主要な事故・トラブル等～柏崎刈羽原発対応②～

#### ③保安院の対応(中越沖地震から得られる知見を踏まえた耐震安全性の評価)

- 柏崎刈羽原子力発電所については、中越沖地震の発生以降、保安院の審議会において中越沖地震により観測された最大加速度が設計時において算定された最大加速度を上回った要因、耐震設計上考慮すべき敷地周辺の活断層、柏崎刈羽原子力発電所の新たな基準地震動等について審議を重ねてきたところ。
- こうした審議を踏まえ、平成20年11月に原子力安全・保安院は、活断層及び地震動の評価結果等を中間報告として取りまとめ、原子力安全委員会は、保安院の評価は妥当であるとする見解を取りまとめている。
- 7号機については、東京電力から報告された新たな基準地震動に基づく設備等の耐震安全性の評価結果について、1月30日に原子力安全・保安院の評価報告書として取りまとめ、2月18日に原子力安全委員会は、保安院の評価は妥当であるとする見解を取りまとめている。
- また、新潟県中越沖地震から得られた知見を整理し、耐震バックチェックに反映すべき事項をとりまとめ、各事業者に通知(平成19年12月及び平成20年9月)。

#### ④保安院の対応(原子炉の運営管理と設備の健全性評価)

- 保安院は「東京電力柏崎刈羽原子力発電所における新潟県中越沖地震発生時の運営管理に係る評価結果」を取りまとめ、平成19年12月19日に原子力安全委員会に報告した。
- また、平成21年2月13日、7号機に関して、「中越沖地震における原子力施設に関する調査・対策委員会」の場で専門家に最終的に確認を頂いたことを踏まえ、経済産業省として、その起動につき、安全上の問題はないことを判断した。
- 以下の事項について引き続き対応を行っている。
  - ・7号機以外の設備における健全性の評価

106

(106 頁)

原告の解釈：保安院の存在が、現場を狂わしているように理解できる。上記は作文のようだが、**今まで地震学者が地震を予見して、災害を未然に防いだことは全くないことを問題視すべき。**

すべて、事後の言いわけと、現場に合致しない言葉で国民を混乱させてい  
る。被告らは確率的というが、地震学者らがいう**確率と事実**とのつき合わせをして、正確性の比較をしなければならないのではないか。

### 主要な事故・トラブル等 ~ 柏崎刈羽原発対応③~

#### ⑤保安院の対応(自衛消防体制の整備と情報連絡・提供)

- 省令の改正(実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等)により、初期消火活動を行うために必要な要員の配置、化学消防自動車の配備、事業者の体制の定期的な見直し等を確保
- 発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令の解釈の改正により、消火設備や通報・連絡設備の地震時の信頼性の向上などを確保
- 大規模地震発生後1時間以内の報道機関への情報提供を実施するとともに、住民への直接の情報提供手段としてモバイル保安院を開設

(107 頁)

原告の解釈：上記の  内の住民への直接の情報提供はされていない。

国民自身が安心できる体制を干渉チェックするだけで、偽装・裏切組織の保安院は不要になる。事故後に姿を消し、証拠隠滅を図ったことからも、保安院でのたらめさが理解できる。

保安院及び傘下の原子力安全基盤機構及び原子力安全委員会らが、身を隠している原子力規制庁の安全規制の行方がとても心配である。

むすびに

ここまで、丙ハ第128号証を引用して、原告が自身の経験と双葉町長としての事実に基づき、批評をしてきたが、「記載されている内容に基づいた福島第一原子力発電所の安全規制」を原子力安全・保安院が行っていたら、絶対に被告東電が言う「想定外」の事故に至ることはなかった。

しかし、東日本大震災に伴い、東京電力株式会社福島第一原子力発電所は事故を起こしてしまった。先の、最高裁判所が判示した、対策工事をしても事故は防げなかつたということは間違いで、現場の事実を偽証している。

なぜなら、丙ハ第128号証に記されている内容に基づいた安全監理・規制を、原子力安全・保安院が実行していれば本件事故は、未然に防ぐことができたのは明白である。

本件事故が起きた原因は、発電所の監理を集中していた原子力安全・保安院の怠慢と、管理能力の欠如を主因とする「人災」である。

丙ハ第128号証は、原子力安全・保安院の正体を見るのには役に立つものである。しかも、反省と対策が明記されており、原子力発電所の安全は、原子力安全・保安院に監督責任が、唯一、集中していることも明らかにされている。

本件事故後に原子力安全・保安院は姿・形を消したが、事故時には存在していたのだから、事故防止の責任から逃れることはできない事由が、丙ハ128号証に明記されているので、事故を招いた無期限の責任を原告、国民に果たさなければならない。

おわり

